

予 算 審 査 特 別 委 員 会

平成 2 6 年 3 月 1 0 日

午前 9 時 0 0 分 開 会

於 斑 鳩 町 第 一 会 議 室

議 長

中 西 和 夫

委 員 長

坂 口 徹

副 委 員 長

伴 吉 晴

出 席 委 員

宮 崎 和 彦

小 林 誠

小 野 隆 雄

飯 高 昭 二

里 川 宜 志 子

理 事 者 出 席

町 長

小 城 利 重

副 町 長

池 田 善 紀

教 育 長

清 水 建 也

総 務 部 長

乾 善 亮

総 務 課 長

黒 崎 益 範

同 課 長 補 佐

谷 口 智 子

同 課 長 補 佐

安 藤 晴 康

企 画 財 政 課 長

面 卷 昭 男

同 課 長 補 佐

松 岡 洋 右

同 課 長 補 佐

福 居 哲 也

税 務 課 長

加 藤 惠 三

同 課 長 補 佐

真 弓 啓

住 民 生 活 部 長

植 村 俊 彦

福 祉 課 長

本 庄 德 光

同 課 長 補 佐

中 原 潤

同 課 長 補 佐

安 藤 容 子

国 保 医 療 課 長

寺 田 良 信

同 課 長 補 佐

田 口 昌 孝

健 康 対 策 課 長

西 梶 浩 司

同 課 長 補 佐

増 井 つゆ子

環 境 対 策 課 長

栗 本 公 生

同 課 長 補 佐

峯 川 敏 明

住 民 課 長

清 水 昭 雄

同 課 長 補 佐

鎌 田 裕 之

都 市 建 設 部 長

藤 川 岳 志

建 設 課 長

川 端 伸 和

観 光 産 業 課 長

清 水 修 一

都 市 整 備 課 長

井 上 貴 至

会 計 管 理 者

西 川 肇

教 委 総 務 課 長

山 崎 善 之

生 涯 学 習 課 長

佃 田 眞 規

上 下 水 道 部 長

谷 口 裕 司

下 水 道 課 長

上 田 俊 雄

監 査 委 員 書 記

山 崎 篤

議 会 事 務 局 職 員

議 会 事 務 局 長

藤 原 伸 宏

係 長

大 塚 美 季

(午前9時00分 開会)

○中西議長 おはようございます。

本日は、予算審査特別委員会を開催いたしましたところ、委員の皆さまにはご出席をいただき、ありがとうございます。

ただいまから、本会議から付託を受けました議案第8号 平成26年度斑鳩町一般会計予算について他6件の予算審査を行っていただきますが、会議に先立ちまして、本委員会の正副委員長を互選いただきますため、暫時休憩をいたします。

(午前 9時00分 休憩)

(午前 9時00分 再開)

○中西議長 再開いたします。

休憩中に互選をいただきました結果、委員長に坂口委員、副委員長に伴委員が互選されましたので、お二人にはよろしく願いをいたします。

暫時休憩をいたします。

(午前 9時00分 休憩)

(午前 9時01分 再開)

○坂口委員長 それでは、再開いたします。

皆さまのご推挙によりまして、予算審査特別委員長を務めさせていただきます。副委員長とともに委員会運営にあたらせていただきますので、委員皆さまのご協力よろしく願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○小城町長 おはようございます。

早朝から委員皆さま方出席をいただきまして、また今、坂口委員長、そしてまた伴副委員長で予算審査を行っていただきます。

特に、平成26年度につきましては、議案の第8号ですね、平成26年度斑鳩町一般会計予算から議案9号、議案10号、11、12、13、14とございます。その中で、82億2千万という、前年度と比較して5千万少ないわけでございますけども、そういう予算をさせていただきました。一般会計と特別会計を両方合わせますと、6会計で165億8,697万1千円と、まあ1億3,153万1千円の、前年よりもふえておるわけでございます。これは、国保とかいろいろな関係等についてですね、上がってきた

ということでございます。

そういう中で審査をいただくわけでございますけども、終始熱心にご審議いただきまして、原案どおりご承認いただきますことをお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○坂口委員長 それでは、本委員会の会議録署名委員を私のほうより指名いたします。

署名委員に、伴委員、宮崎委員のお二人を指名いたします。

両委員にはよろしくお願いいたします。

本日と12日、13日の3日間で、本会議から付託を受けました一般会計、各特別会計及び水道事業会計に係る平成26年度当初予算を審査してまいりますので、委員皆さま、また理事者の皆さま方にはよろしくお願いいたします。

それでは、本会議から付託を受けました、議案第8号 平成26年度斑鳩町一般会計予算について、議案第9号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第10号 平成26年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、議案第11号 平成26年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、議案第12号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、議案第13号 平成26年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第14号 平成26年度斑鳩町水道事業会計予算について、以上7議案を一括議題といたします。

初めに、審査の方法についてお諮りいたします。

お手元にお配りしております資料、平成26年3月議会予算審査特別委員会進行予定表をご覧くださいと思います。

最初に、一般会計予算総括について、また、一般会計歳入全般について総務部長から説明を受け、質疑を行うことといたします。次に、一般会計歳出及び各特別会計について、各部ごとに審査を行っていただきますが、この審査については、一般会計の各款ごと、また、各特別会計ごとにそれぞれ所管部長から説明を受けた後、それぞれ質疑等の審査を行い、全ての質疑が終了後、各会計予算について表決を行いたいと思います。

以上、申しあげたとおり審査を進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 異議なしと認めます。

それでは、進行予定表のとおり進めさせていただきます。

委員並びに理事者の皆さまには、議事進行につきまして、ご協力方よろしくお願いたします。

なお、理事者の皆さまの説明につきましては、大変長時間にわたるものもございますので、説明は着席したままでしていただいて結構です。

それでは、一般会計予算総括と歳入全般についての説明を求めます。

乾総務部長。

○乾総務部長 それでは、議案第8号 平成26年度斑鳩町一般会計予算につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

議案第8号

平成26年度斑鳩町一般会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成26年3月3日 提出

斑鳩町長 小城 利重

失礼して、座って説明させていただきます。

まず、ご説明に用います資料につきましては、平成26年度斑鳩町一般会計予算書、それから平成26年度予算の概要及び平成26年度予算関係参考資料となりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、一般会計予算書に基づきまして、説明をさせていただきます。

一般会計予算書をご覧いただきたいと思います。1ページをお開をいただきたいと思っています。

初めに、予算総則につきまして朗読をさせていただきます。

平成26年度斑鳩町一般会計予算

平成26年度斑鳩町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,220,000千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、

「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、900,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年3月3日 提出

斑鳩町長 小城 利重

次に、予算総則に定めました継続費、債務負担行為及び地方債の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の9ページをお願いいたします。

9ページの第2表 継続費についてでございます。継続費の予算を設定しているものは2事業となっております。

1つ目は、衛生処理場焼却棟解体撤去事業として、総額を3億3,570万円、年割額を平成26年度3,300万円、平成27年度2億180万円、平成28年度1億900万円とする3か年継続事業となっております。

2つ目は、道路新設改良事業、町道437号線、大和川堤防線として、総額を3,500万円、年割額を平成26年度2千万円、平成27年度1,500万円とする2か年継続事業となっております。

次に、予算書の10ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為についてでございます。債務負担行為の予算を設定しているものは5事業となっております。

1つ目は、男女共同参画推進計画策定業務委託契約として、債務負担行為の期間を平成27年4月1日から平成28年3月31日、限度額を170万円としています。

2つ目は、平成27年度から29年度分の保育園給食調理・洗浄業務委託契約として、債務負担行為の期間を平成26年12月1日から平成30年3月31日、限度額を7,782万9千円としております。

3つ目は、平成27年度から28年度分の可燃ごみ処理業務委託契約として、債務負担行為の期間を平成27年4月1日から平成29年3月31日、限度額を2億7,594万円としております。

4つ目は、平成27年度から28年度分の不燃ごみ処理業務委託契約として、債務負担行為の期間を平成27年4月1日から平成29年3月31日、限度額を4,918万円としております。

5つ目は、その他プラスチック類処理業務委託契約として、債務負担行為の期間を平成27年4月1日から平成29年3月31日、限度額を3,417万8千円としています。

次に、11ページでございます。

第4表 地方債についてでございます。

初めに、起債の方法についてでございますが、普通貸借または証券発行としています。また、利率につきましては4.5%以内とし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等につきましては、利率見直しを行った後においては見直し後の利率としております。

償還の方法につきましては、政府資金にあってはその融資条件に基づき、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものと定めております。また、据置期間及び償還期間の短縮、繰上償還、借換えができる旨を定めております。

次に、それぞれの町債の内容につきまして説明をさせていただきます。

予算書の37ページをお開きをいただきたいと思います。予算書の37ページでございます。

初めに、第1目総務債では、まちづくり事業債として、社会資本整備総合交付金にて実施する町道215号線歩道等設置工事に係る町債1,620万円を計上しております。この町債は、起債充当率90%、元利償還金に対して基準財政需要額に算入される交付税措置率約22%の公共事業等債を活用をしております。

次に、第2目農林水産業債では、土地改良事業債として、農道整備に係る町債1,130万円を計上しております。この町債は、起債充当率90%の地方道路等整備事業債を活用しております。

次に、第3目土木債では、道路新設改良事業債として、道路整備に係る町債1億1,580万円を計上しております。この町債は、起債充当率90%の地方道路等整備事業債のほか、社会資本整備総合交付金にて実施する町道305号整備工事には、起債充当率90%、交付税措置率約22%の公共事業等債を活用をしております。

流域対策施設整備事業債として、社会資本整備総合交付金にて実施する東町池・平太池整備に係る町債1,200万円を計上しております。この町債は、起債充当率90%、交付税措置率約22%の公共事業等債を活用をしております。

また、JR法隆寺駅周辺整備事業債として、JR法隆寺駅周辺道路の整備に係ります町債150万円を計上しております。この町債は、従前の地方道路等整備事業債の通常事業分の範囲内で発行できる公共事業等債を活用するもので、起債充当率は70%、交付税措置率は30%となっております。

次に、第4目教育債では、中央公民館リニューアル事業債として、中央公民館リニューアル整備に係る町債3,370万円を計上しております。この町債は、起債充当率75%の一般単独事業債を活用をしております。

史跡中宮寺跡整備事業債として、史跡中宮寺跡の整備に係ります町債1,040万円を計上しております。この町債は、起債充当率75%の一般補助施設整備等事業債を活用をしております。

最後に、第5目臨時財政対策債では、引き続き地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行される臨時財政対策債4億4,530万円を計上しております。この臨時財政対策債は、元利償還相当額に対して、その全額が交付税措置されることとなっております。

これら町債の総額は6億4,620万円となり、前年度と比較して1億9,880万円の減額となっております。

また、町債残高の見込みについてでございます。予算書の150ページをお開きをいただきたいと思います。150ページでございます。予算書の150ページでございますが、平成26年度末の一般会計におきます町債残高見込額は、一番右の上でございますが、99億8,196万6千円となる見込みでございます。上水道事業、公共下水道事業を合わせました残高合計額は、一番右下でございますが、198億8,939万7

千円となる見込みとなっております。

続きまして、一般会計歳出予算に係ります総括説明をさせていただきます。

歳出予算の各費目の詳細につきましては、後ほど教育長及び各担当部長等から説明をさせていただきますので、私のほうからは、簡単に予算の目的別に沿って、前年度の予算額との比較、予算の財源内訳及びその主な取組み、そして性質別の主な増減につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

予算書の15ページをお開きをいただきたいと思います。15ページでございます。

初めに、予算額の増減とその財源内訳につきまして説明をさせていただきます。

第1款議会費では、1億1,796万7千円を計上しております。前年度と比較して、19万円、0.2%の減となっております。予算の財源内訳は、全て一般財源となっております。

次に、第2款総務費では、9億6,328万7千円を計上しております。前年度と比較して、1億1,093万4千円、10.3%の減となっております。予算の財源内訳は、国・県支出金で6,090万9千円、その他で3,792万4千円、一般財源で8億6,445万4千円となっております。

次に、第3款民生費では、27億3,294万円を計上しております。前年度と比較して、1億66万1千円、3.8%の増となっております。予算の財源内訳は、国・県支出金で9億4,819万5千円、その他で1億5,422万8千円、一般財源で16億3,051万7千円となっております。

次に、第4款衛生費では、9億6,694万9千円を計上しております。前年度と比較して、2億2,004万2千円、18.5%の減となっております。予算の財源内訳は、国・県支出金で876万円、その他で7,974万円、一般財源で8億7,844万9千円となっております。

次に、第5款農林水産業費では、1億84万2千円を計上しております。前年度と比較して、324万4千円、3.3%の増となっております。予算の財源内訳は、国・県支出金で948万7千円、地方債で1,130万円、その他で1,393万8千円、一般財源で6,611万7千円となっております。

次に、第6款商工費では、1億1,775万6千円を計上しております。前年度と比較して、46万円、0.4%の増となっております。予算の財源内訳は、国・県支出金で1,212万5千円、その他で1,146万4千円、一般財源で9,416万7千円となっております。

次に、第7款土木費では、9億3,323万2千円を計上しております。前年度と比較して、1億184万3千円、12.2%の増となっております。予算の財源内訳は、国・県支出金で4,888万9千円、地方債で1億4,550万円、その他で633万7千円、一般財源で7億3,250万6千円となっております。

次に、第8款消防費では、3億6,323万2千円を計上しております。前年度と比較して、2,698万5千円、8.0%の増となっております。予算の財源内訳は、国・県支出金で191万8千円、その他で10万円、一般財源で3億6,121万4千円となっております。

次に、第9款教育費では、9億4,830万3千円を計上しております。前年度と比較して、6,315万7千円、7.1%の増となっております。予算の財源内訳は、国・県支出金で5,901万6千円、地方債で4,410万円、その他で4,138万5千円、一般財源で8億380万2千円となっております。

次に、第10款災害復旧費では、前年度と同額の6千円を計上いたしております。予算財源の内訳は、全て一般財源となっております。

次に、第11款公債費では、9億4,548万6千円を計上しております。前年度と比較して、1,518万4千円、1.6%の減となっております。予算の財源内訳は、国・県支出金で6,442万9千円、その他で2,730万2千円、一般財源で8億5,375万5千円となっております。

最後に、第12款予備費では、前年度と同額の3千万円を計上しております。予算の財源内訳は、全て一般財源となっております。

以上、歳出合計は、82億2千万円を計上しております。前年度と比較して、5千万円、0.6%の減となっております。

続きまして、歳出予算の性質別の状況につきまして、説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、平成26年度予算関係参考資料の13ページをお開きいただきますようお願いいたします。一般会計の性質別明細書に基づきまして、前年度の当初予算額との比較で説明をさせていただきます。

まず、上から4行目でございますが、義務的経費は36億4,155万2千円となっております。障害福祉などに係る扶助費は増額となるものの、人件費や公債費が減額となることから、前年度当初予算額と比較して、736万6千円、0.2%の減となっております。

次に、その5つ下の経常的経費では、39億9,517万5千円となっております。

各特別会計への繰出や、後期高齢者医療に係る療養給付費負担金などの補助費等は増額となるものの、物件費や維持補修費が減額となることから、前年度と比較して、438万3千円、0.1%の減となっております。

下から4行目の投資的経費では、5億3,370万円となっております。衛生処理場焼却棟の解体撤去、道路の新設改良、小学校照明設備のLED化、史跡中宮寺跡の整備などは増額となるものの、本庁舎空調設備更新工事等の役場庁舎の充実、自治会防犯灯設置への助成、学童保育室の充実、住宅用太陽光発電システム設置への助成、ごみ積替え施設の整備などが減額となることから、前年度と比較して、3,991万8千円、7.0%の減となっております。

以上、歳出予算に係る総括説明とさせていただきます。

続きまして、歳入予算の内容でございます。

一般会計予算書の13ページをお開きをいただきたいと思います。予算書の13ページでございます。初めに、第1款町税についてでございます。

新年度では、町税全体で28億9,945万円を計上しております。前年度と比較して、1,320万円、0.5%の増となっております。

それでは、税目ごとに説明をさせていただきます。

一般会計予算書の16ページをお開きをいただきたいと思います。16ページでございます。それと、予算関係資料の5ページから10ページにかけて、税目に係りま、各税目ごとの積算内容も添付しておりますので、あわせてご覧をいただきたいと思います。一般会計予算書の第1項町民税では、景気は緩やかに回復しつつあるものの、個人所得、町内法人においては依然として厳しい状況であることから、前年度とほぼ同額の14億6,520万円を計上しております。

次に、第2項固定資産税では、土地において地価の下落に伴う時点修正を行うものの、家屋において新築が増加したことから、前年度と比較して、1,360万円、1.2%増の11億2,895万円を計上しております。

17ページでございます。第3項軽自動車税では、引き続き軽自動車の登録台数が堅調に増加していることから、前年度と比較して、100万円、2.6%増の3,880万円を計上しております。

次に、第4項たばこ税では、販売本数の減少が見込まれることから、前年度と比較して、600万円、4.0%減の1億4,230万円を計上しております。

次に 第5項都市計画税では、固定資産税と同様に、土地において地価の下落に伴う

時点修正を行うものの、家屋において新築が増加したことから、前年度と比較して、230万円、1.9%増の1億2,420万円を計上しております。

次に、18ページでございます。第2款の地方譲与税についてでございます。

第1項地方揮発油譲与税では1,670万円、第2項自動車重量譲与税で4,030万円をそれぞれ計上しております。

これら譲与税につきましては、国の地方財政見通し・県からの提供資料等をもとに積算を行ったものでございます。

以下、各種交付金につきましても同様に積算をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

第3款の利子割交付金につきましては、新年度では1,490万円を計上しております。前年度と比較して、320万円、27.4%の増となっております。

次に、19ページでございます。第4款配当割交付金につきましては、新年度では2,870万円を計上しております。前年度と比較して、1,370万円の増となっております。

次に、第5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、新年度では640万円を計上しております。前年度と比較して、340万円の増となっております。

次に、第6款地方消費税交付金につきましては、新年度では2億2,860万円を計上しております。本年4月から消費税率が引き上げられ、地方への配分率が1%から1.7%に引き上げられておりますが、新年度はその初年度にあたり、納付時期により平年度化しないことから、前年度と比較して、4,550万円、24.8%の増となっております。

次に、20ページでございます。第7款のゴルフ場利用税交付金につきましては、新年度では2,090万円を計上しております。前年度と比較して、250万円、10.7%の減となっております。

次に、第8款自動車取得税交付金につきましては、新年度では790万円を計上しております。前年度と比較して、890万円、53.0%の減となっております。この減額の要因は、交付金の原資となる自動車取得税の税率の引下げによるものでございます。

次に、第9款地方特例交付金につきましては、新年度では2,060万円を計上しております。前年度と比較して、20万円、1.0%の増となっております。

21ページでございます。第10款地方交付税についてでございます。新年度では23億4,400万円を計上しております。前年度と比較して、8,940万円、4.

0%の増となっております。そのうち、普通交付税は20億400万円を計上しております。平成25年度交付決定額の20億3,208万2千円と比較して、1.4%の減となっております。また、特別交付税は、平成24年度交付決定額3億4,789万4千円をもとに、3億4千万円を計上いたしております。

次に、第11款交通安全対策特別交付金につきましては、新年度では350万円を計上しております。前年度と比較して、30万円、7.9%の減となっております。

次に、21ページから22ページにかけましての分担金及び負担金についてでございます。新年度では、分担金及び負担金全体で1億3,273万3千円を計上しております。前年度と比較して、953万1千円、6.7%の減となっております。

第1項の分担金では、農林水産業費分担金として、農道整備等の土地改良事業に係る分担金747万5千円を計上しております。

22ページでございます。第2項の負担金では、1億2,525万8千円を計上しております。保育園保育料が1億1,801万5千円、地域活動支援センター他市町村入所負担金690万7千円等となっております。

次に、22ページから25ページの第13款使用料及び手数料についてでございます。新年度では、使用料及び手数料全体で2億2,373万8千円を計上しております。前年度と比較して、425万7千円、1.9%の減となっております。

22ページから24ページの第1項使用料では、各公共施設の使用料、幼稚園の保育料として、総額で1億4,581万6千円を計上しております。

24ページから25ページでございます。第2項手数料でございます。ごみ処理・し尿処理手数料を初め、各種証明手数料など、総額で7,792万2千円を計上しております。

次に、第14款国庫支出金についてでございます。

新年度では、国庫支出金全体で7億6,745万5千円を計上しております。前年度と比較して、1億51万9千円、15.1%の増となっております。

25ページの第1項国庫負担金では、5億5,292万2千円を計上しております。保育所運営費負担金や児童手当交付金は減額となるものの、事業費の増により自立支援給付費や障害児施設措置費に係る障害福祉費負担金が増額となることから、前年度と比較して、429万6千円、0.8%の増となっております。

次に、26ページから27ページにかけましての第2項国庫補助金では、2億614万3千円を計上しております。町道整備などに活用する社会資本整備総合交付金、社会

保障・税番号制度システム整備に活用するシステム整備費補助金、まちなか観光景観形成事業補助金に活用する街なみ環境整備事業補助金、史跡中宮寺跡整備工事に活用する保存整備費等補助金、小学校照明設備LED化事業に活用する学校施設環境改善交付金などが増額となることから、前年度と比較して、9,522万2千円、85.8%の増となっております。

27ページの第3項国庫委託金では、839万円を計上しております。国民年金事務取扱交付金などの増額により、前年度と比較して、100万1千円、13.5%の増となっております。

第15款県支出金についてでございます。新年度は、県支出金全体で4億4,627万3千円を計上しております。前年度と比較して、1億656万4千円、19.3%の減となっております。

27ページから28ページにかけましての第1項県負担金では、3億3,664万6千円を計上しております。保育所運営費負担金や児童手当交付金は減額となるものの、自立支援給付費や障害児施設措置費に係る障害福祉費負担金が事業費の増により、また、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金が増額となることから、前年度と比較して、1,404万4千円、4.4%の増となっております。

28ページから29ページにかけましての第2項県補助金では、1億526万1千円を計上しております。史跡中宮寺跡整備工事に活用する保存整備費等補助金や県単独補助の史跡等整備活用補助金などは増額となるものの、防犯灯管理台帳デジタル化業務などに活用した緊急雇用創出事業補助金が減額となることから、前年度と比較して、1億864万7千円、50.8%の減となっております。

続きまして、30ページでございます。第3項の県委託金では、436万6千円を計上しております。参議院議員選挙の執行に伴う選挙委託金の減額により、前年度と比較して、1,196万1千円、73.3%の減となっております。

次に、第16款財産収入についてでございます。新年度では、財産収入全体で1,069万9千円を計上しております。前年度と比較して、159万4千円、17.5%の増となっております。

30ページから31ページのかけての第1項財産運用収入では、普通財産の貸付けに伴う使用料と各基金に係る利子として969万9千円を計上しております。

第2項の財産売払収入では、土地売払収入として100万円を計上しております。

次に、第17款寄附金についてであります。新年度では、指定寄附金として120

万円を計上しております。

次に、32ページでございます。第18款の繰入金についてでございます。新年度では、6千万円を計上しております。衛生処理場焼却棟解体事業、特別会計への繰出金の増に対応するため、財政調整基金6千万円の取崩しを計上しております。

次に、第19款繰越金についてであります。平成25年度予算の執行を見る中で、新年度では、2億5千万円を計上しております。

次に、第20款諸収入についてであります。新年度では、諸収入全体では、4,975万2千円を計上しております。前年度と比較して、203万9千円、4.3%の増となっております。

第1項の延滞金加算金及び過料では、町税の滞納に係る延滞金280万円を計上しております。

第2項町預金利子では、預金利子10万円を計上しております。

第3項貸付金元利収入では、福祉医療費資金貸付金に係る元金収入41万円を計上しております。

第4項受託事業収入では、発掘調査受託料として100万円を計上しております。

33ページから36ページにかけましての第5項雑入では、4,544万2千円を計上しております。

次に、37ページの第21款町債につきましては、先ほど説明させていただきましたとおりでございますので、省略をさせていただきます。

なお、平成26年度予算関係参考資料の39ページから62ページに平成26年度の一般会計歳出事業の一覧表を調製しております。各事業の予算額とその財源内訳を記載しております。また、平成26年度の予算の概要の末尾には、平成35年度までの本町の財政見通しを添付しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

以上で、一般会計予算の総括説明とさせていただきます。

よろしくご審議をたまわりますよう、お願いを申し上げます。

○坂口委員長 一般会計予算についての総括説明と歳入全般についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けしたいと思いますが、委員の皆さんには、質疑答弁がスムーズに行えますよう、ご質問の際には、予算書、関係資料等の資料名、資料番号、ページ数などもお示しいただきましてご質問いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

里川委員

○里川委員 ちょっと幾つか気になる点がありましたので、お尋ねをしたいというふうに思います。

地方消費税交付金ですね、予算書19ページのところで、今、説明があったんですけども、本来、5%から8%に上がって、今まで地方が5%のときは1、それで8%になったら1.7。だけど、これ、上がり幅少ないなと思ってたら、今ちょっと部長の説明の中で、本来は1.7だけどそうではないというような言い方やったんですが、ここをもうちょっときちっと説明のほうをしていただきたいなと。私らは、もう8%になったら1.7やと、本来やったら、そう思う。ほなもっと、ほんまやったらもうちょっとふえなあかんのちゃうのって思っているところなんですけれどもね。このところ、ひとつちょっと。これが、まずこの件についてもう少し説明を受けたいというふうに思います。

○坂口委員長 西巻企画財政課長。

○西巻企画財政課長 委員ご質問の消費税の引上げに伴う増加率なんですけれども、先ほど部長から説明をさせていただきましたとおり、消費税換算率で地方に係ります消費税は1%から1.7%に増額されたところでございます。

このことによりまして、本来ならば、いわゆるその分、入ってくることになるんですけども、約、前半の部分につきましては、これまでの5%の部分が入ってきまして、後半にその1.7%の影響額分が入ってきますので、そういった関係で、約1.24、25%ぐらいの増加率ということで、県のほうが情報提供していただきまして、その分を加えまして、本町におきましては計上させていただいたところでございます。

以上です。

○坂口委員長 里川委員。

○里川委員 前半後半で分かれているというのも、何かちょっとよくわからないんです。その前半後半で6か月でこれ、そういう見方かなと。それでなおかつね、1.7で、経過措置的なそれを増加率が1.24というのも、どうも計算的には低いん違うかなと、私にしたら、ちょっと不満なもんですから、不満なもんですからこの質問をさせていただいているんですけどね。もう払うんやったら、私らも払いたくないけど、払うんやったらもっとちゃんと返ってこんと嫌やと。社会保障言うんやったら社会保障にきちっと使うてやという、そういう思いがものすごく強いもんですから、余計にここについては疑問に思ったというところですが。そういうややこしいちょっと計算式というのがある

のであれば、また今後のちょっと経過を私も見させていただきたいというふうに思います。

それともう1点、交付税なんですけれどもね、交付税の見込みを立てていただいているんですけどね、新年度から、この年度、26年度からだとは思いますが、多分、平成の大合併をした後の各自治体の、合併した自治体の交付税算定していく中でのどうも見直し、いろいろな見直しをする中で、合併をしていない自治体にもその見直しの項目が影響があるのではないかというふうに、ちょっと私聞いているんですけどね、その辺のところ、何かつかんではるのか、また26年度中、その辺ちょっと何か国のほうから指示なり何なりあるのか、ちょっとその辺のほうは今の時点ではどんな状況でしょうか、交付税は。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 平成26年度で計上させていただきました交付税につきましては、国のほうで示されました伸び率、約1.0%の伸び率をもとに算定させていただきましたところでごさいます、委員ご質問がありました、平成の大合併に伴う、いわゆる需要の減りとかそういった部分については、8月の本算定のときまでには詳細なものが出てくると思いますので、その時期までは詳細なことは現時点ではつかめていないところでごさいます。

以上です。

○坂口委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。またそれも私たちが気をつけて見ていきたいというふうに思います。

それと、気になったのが、予算書の26ページに出ております国庫補助金の中で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、総務費国庫補助金で2,959万2千円とあがっています。この制度のこのシステム改修については、全額国庫補助、国庫負担だというふうに私は聞いているんですけども、これ、確かめたわけじゃないですが、26年度の予算では、これいろいろな部、課で、いろいろやっていかんとあかんということの中で、この2,959万2千円というのは、正しい、正しいと言うとおかしいですけど、これで合うてるのかどうか。それとも、これプラス何か数が、数字がもし合わなければ、その合わない数字について、私は全額国が負担するんだと思っているんですけど、合わないとなれば、合わないところというのは、例えば交付税算入がされるというような考え方があってしかるべきなんかと。その辺のところ、ちょっと確認させていただき

ますか。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 ただいまご質問の番号制度に係ります国庫補助金の考え方なんですけれども、国から予算確保の通知がございました財源、これにつきましては、統合宛名システムの導入費を初めまして、住基システムや国民年金、障害福祉、児童福祉、健康福祉、国民健康保険システム、後期高齢医療システムなど9システムの改修が必要となっております。

これらシステム等の改修費は、本町では、3,909万6千円を計上させていただいたところでございます。それに対応します補助金なんですけれども、これが先ほど委員おっしゃいましたとおり、2,959万2千円となっております。

この補助金の考え方につきましては、国では、個人番号の付番や情報連携に必須のシステムとして実施される宛名統合システム、それと国民年金システム等については100%補助ですよというふうな形で示させておりまして、そのほか9システムにつきましては3分の2補助、国庫補助金としては3分の2補助、それ以外の3分の1につきましては地方財政措置、いわゆる交付税算入をされるということでお聞きしているところでございます。

以上でございます。

(「はい、わかりました。」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

伴委員。

○伴委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、予算の概要の一番最後の財政見通しなんですけど、ちょっと今見せていただいてましてんですけど、その中で、今回、財政調整基金の取崩しが、昨年からなり、今回もまたこれ6千万ですか、26年当初、出ているんですけど、できるだけこれ取崩しのないように思うんですけど、どうしてもこれは仕方がなかったものなんでしょうか。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 平成26年度で6千万円の財政調整基金のほうを取り崩させていただく予算計上をさせていただいているんですけども、これにつきましては、先ほど部長のほうの説明からございましたように、特別会計への繰出金の増、それや、また、平成25年度に不調に終わりました衛生処理場の取壊し、そういった特別の事情がありましたことから、今回6千万円の財政調整基金の取崩しをお願いしているところでございます。

す。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 どうしてもこれ、取り崩さなければならなかったというような感じになるんですな。

これ、経常収支比率、下から2段目のこれなんですけども、非常にこう、100に近づいてくる。最初、私、こちらのほうへ来させていただいたときは、まあ90台前半かなという感じで、非常にこれ、この経常収支比率というのは硬直化、結局やっぱりそういう思いがあるんですが、将来、これ見せていただくともう、100を超えている数字も出ている。これはあくまでも見通しやというのはよくわかる。このままいけばっていうのはわかるんですが、そのあたりのちょっと町のお考えをお聞きしたいです。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 この斑鳩町の財政収支見通しでお示しさせていただいている経常収支比率やそれぞれの数値につきましては、あくまでも現行制度でこのままやっていきましたらこのような状況になりますよということでお示しさせていただいているところでございます。

言い方はどうかわかりませんが、数字を歳入歳出とも甘く見ればそれなりに数字は出てくるものなんですけども、ただ、このような姿にならへんためにはどうすればいいのかということ、緊張感や責任感を持って財政運営に当たってまいりたいために、いわゆる100%支出しましたよと、そういったもので算出しているところでございまして、決算を打った段階で、実際とは若干経常収支比率なりは上がってくると、上がったような形で示めさせていただいているんですけども、そういった意味を含めまして、それらの数字について出ささせていただいているものでございまして、その辺を考慮しながら当該年度の財政運営に当たってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 確かに、厳しい目といいますか、きちんとその辺の数値を出して、確かにこういうのは甘くしようと思えば技術的にできる部分というのは、私も思います。

ただ、これ25年度の見通しも99.4と。これ100に近づいてくると、何かその辺で具体的な弊害ということがあるのか、ちょっと最後それお聞きしたいです。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 100に近づいてくればとか、100を超えればどういったことに

影響があるのか。いわゆるこれは、財政構造の硬直化を説明するものでございまして、100に近ければ近くなるほど、いわゆる臨時経費ですね、投資的経費やそれらの経費に回せるお金が少なくなりますよといったふうにされているものでございます。

ただ、いわゆる一般財源の総額には、臨時的な一般財源もございますので、そういったものもございますので、100を超えれば非常に厳しい状況ですが、直ちに財政運営が滞るかといったものではないので、その辺だけご理解していただきたいと思います。

以上です。

○坂口委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 それでは、ないようですので、これをもって一般会計予算総括と歳入全般に対する質疑を終結いたします。

次に、議会事務局所管に係る予算審査に入ります。

第1款議会費について説明を求めます。

藤原議会局長。

○藤原議会事務局長 それでは、第1款議会費の予算概要についてご説明申し上げます。予算に関する説明書の38ページから39ページにかけてでございます。

平成26年度の予算額につきましては、町議会の運営等に要する所要額として、1億1,796万7千円を計上いたしました。前年度の予算額と比較しまして、19万円、0.2%の減少となっております。議員共済に係る負担金率の引下げによる議員共済費の増加、または消費税率の改正に伴います予算増がありました一方で、職員人件費の減、また、会議録作成の工夫等による経費節減を図りました結果、議会費の予算総額は、ほぼ前年度並みの予算となっております。予算額の主な内容といたしましては、議員報酬及び職員人件費が主なもので、1億1,146万6千円となっております。なお、議員共済費につきましては、負担率が100分の51.9から100分の52.8に引き上げられたことにより、前年度比で45万4千円の増となっております。人件費のほかの主なものでは、議長交際費として40万円、3常任委員会及び議会運営委員会の行政視察研修に係る経費として、旅費、使用料及び賃借料などで127万1千円、会議録作成に係る経費として筆耕翻訳料、印刷製本費などで113万2千円、議会だより発行に係る経費として108万2千円、生駒郡町村議会議長会負担金として前年度同額の141万4千円を計上いたしております。

以上が、議会費に係ります新年度予算の主な内容でございます。

以上、簡単でございますが、第1款議会費の説明とさせていただきます。

よろしくお願いを申しあげます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第1款議会費について、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 ないようですので、これをもって第1款議会費に対する質疑を終結いたします。

ここで、理事者入れかえのため、暫時休憩いたします。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時03分 再開)

○坂口委員長 それでは、再開いたします。

それでは、総務部・会計室所管に係る予算審査に入ります。

まず初めに、一般会計歳出の第2款総務費について説明を求めます。

乾総務部長。

○乾総務部長 それでは、第2款総務費につきまして、ご説明を申しあげます。

失礼して、座って説明させていただきます。

一般会計予算書の15ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、第2款総務費につきましては、新年度は、総額9億6,328万7千円を計上いたしております。前年度の予算額と比較して、1億1,093万4千円、10.3%の減額となっております。

それでは、総務費に係ります各科目ごとのご説明を申しあげます。

一般会計予算書の39ページをお願いいたします。39ページ、第1項総務管理費についてでございます。39ページから43ページの第1目一般管理費についてでございます。新年度は、4億6,309万2千円を計上いたしております。前年度と比較して、2,333万4千円、5.3%の増額となっております。予算の財源内訳は、県支出金で464万円、その他で121万6千円、一般財源で4億5,723万6千円となっております。増額となりました主な要因は、地域集会所施設整備等の支援に要する費用などが増となったためであります。主な予算の内容は、特別職並びに一般職のPersonnel費と、職員の健康管理、コミュニティバスの運行、自治会活動への支援、地域公共交通の確保などに要する費用となっております。

初めに、地域公共交通の確保として、住民の日常生活のさらなる利便性向上を図るため、42ページでございますが、42ページの第19節負担金補助及び交付金で、昨年度に引き続き、地域公共交通会議負担金450万円を計上いたしております。本町の実情に適した公共交通の検討及び交通計画の作成・実施に係る協議を行う地域公共交通会議に対して負担金を交付するものでございます。

次に、自治会活動への支援では、同じく42ページでございますが、第19節負担金補助及び交付金で、地域集会所施設整備費等補助金2,677万8千円などを計上しております。引き続き、集会所等の整備に対して補助金を交付するなど、地域住民による多種多様なコミュニティ活動を支援してまいります。

次に、住民の参加と協働のまちづくりの推進として、戻っていただきまして、39ページでございますが、39ページの第1節報酬で、協働のまちづくり推進委員会の委員報酬14万円、それから、すみません、41ページでございますが、41ページの第13節委託料で、参加と協働のまちづくり推進事業業務委託料54万円などを計上いたしております。新年度では、協働のまちづくり条例の制定を行い、住民、住民活動団体、事業者及び行政の連携、協力により、豊かで活力ある地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。

続きまして、43ページでございます。43ページの第2目文書広報費についてであります。新年度は、995万円を計上しております。前年度と比較して、113万7千円、12.9%の増額となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で36万6千円、その他で36万円、一般財源で922万4千円となっております。増額となった主な要因は、広報紙の印刷単価の上昇による印刷製本費の増と声の広報CD化に取り組むためであります。

続きまして、43ページから44ページの第3目財政管理費についてであります。

新年度は、340万8千円を計上しております。前年度と比較して、62万4千円、15.5%の減額となっております。予算の財源内訳は、全て一般財源となっております。減額となった主な要因は、財務会計システム変更業務が完了したためであります。主な予算の内容は、ふるさと納税事務、公会計改革の推進などに要する費用となっております。

続きまして、44ページでございます。第4目の会計管理費についてであります。会計事務に要する費用として、新年度は40万5千円を計上しております。予算の財源内訳は、全て一般財源となっております。

続きまして、44ページから46ページにかけましての第5目財産管理費についてであります。新年度は、9,847万3千円を計上しております。前年度と比較して、2,474万4千円、20.1%の減額となっております。予算の財源内訳は、その他で1,028万2千円、一般財源で8,819万1千円となっております。減額となった主な要因は、本庁舎乗用エレベーターの更新に取り組むものの、本庁舎空調設備の更新、本庁舎及び北庁舎の下水道接続工事が完了したためであります。

初めに、普通財産の管理として、利活用の見込みのない土地については、競争入札による売却等の処分を検討するため、45ページの第13節委託料で、登記業務等委託料41万1千円を計上しております。

次に、役場庁舎の充実では、本庁舎乗用エレベーターにつきましては、庁舎建設時から継続使用してまいりましたが、経年により維持補修に係る部材の調達が課題となり、メンテナンスの継続が困難な状況となっていることから、来庁者を初め利用者の安全確保のためリニューアルを行うこととし、第15節工事請負費で1,650万円を計上しております。

次に、財政調整基金等の積立金として、46ページでございます。第25節積立金で1,796万2千円、第28節繰出金で103万5千円を計上しております。財政調整基金等の運用益の基金積立、JR法隆寺駅周辺整備事業及び総合保健福祉会館に係る町債の将来償還対策としての減債基金積立てとなっております。

続きまして、46ページから48ページにかけましての第6目企画費についてであります。新年度は、1億5,845万1千円を計上しております。前年度と比較して、458万6千円、2.8%の減額となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で186万1千円、その他で166万2千円、一般財源で1億5,492万8千円となっております。減額となった主な要因につきましては、第3次男女共同参画推進計画の策定や、平成28年度からの社会保障・税番号制度導入に向けての統合宛名システムの構築に取り組むものの、世界文化遺産登録記念事業、文化振興センター音響機材の更新が完了したことによるものでございます。

初めに、46ページの第13節委託料で、文化振興センター施設管理運営業務委託料9,285万円を計上しております。

また、公益財団法人斑鳩町文化振興財団への支援として、47ページの第19節負担金補助及び交付金で、文化振興財団補助金1,609万4千円を計上しております。

次に、友好都市交流等の推進として、46ページの第9節旅費のうち、2万7千円、

47ページの第14節使用料及び賃借料のうち、施設使用料や車両借上料など36万円などを計上しております。友好都市提携等各市町が主催するイベントへの住民参加など、町レベルでの交流を深めてまいるほか、兵庫県太子町、大阪府太子町については、共通する行政課題について、各町の事務担当者を対象に研修会を開催するなど、積極的な情報交換を行ってまいります。

次に、事務のOA化の推進では、46ページから47ページにかけての第13節委託料で、電算システムの運用・保守、電算システムの構築に係る費用1,255万5千円、47ページの第14節使用料及び賃借料のうち、パソコン使用料やソフト使用料2,803万円などを計上しております。行政の情報化を推進し、住民の利便性の向上と行政運営の効率化を図るものでありますが、平成29年1月の社会保障・税番号制度の運用開始に向け、準備を進める必要があることから、各電算システムの情報の検索を一元化するための統合宛名システムを構築してまいります。

また、非常事態、緊急事態への備えとしてエリアメールを導入することに伴いまして、情報機器のセキュリティーの強化を図ってまいります。

次に、男女共同参画の啓発では、第2次斑鳩町男女共同参画推進計画女と男が輝く未来計画の計画期間が平成27年度で終了することから、第3次計画の策定に向けて実施する住民意識調査に係る費用として、46ページでございますが、第12節役務費のうち20万9千円、第13節委託料で、男女共同参画推進計画策定業務委託料190万円を計上しております。

続きまして、48ページでございます。第7目の公平委員会費についてであります。公平委員会を開催するための費用として、新年度は、6万3千円を計上しております。予算の財源内訳は、全て一般財源となっております。

続きまして、49ページの第10目防犯対策費についてであります。新年度は、1,259万1千円を計上しております。前年度と比較して、3,360万1千円の減額となっております。予算の財源内訳は、全て一般財源となっております。減額となった主な要因は、自治会防犯灯のLED化に対する助成に要する費用の減と、国の緊急雇用創出事業を活用した防犯灯管理台帳デジタル化業務が完了したためであります。主な予算の内容は、自治会防犯灯設置や維持管理に対する補助、消防団員による年末警戒の実施、地域防犯の推進などに要する費用となっております。

続きまして、第2項徴税费についてであります。初めに、50ページから51ページにかけましての、第1目税務総務費についてであります。職員の人件費と臨時職員の賃

金、各協議会等負担金、固定資産評価審査委員会の運営に要する費用として、新年度は、6,459万4千円を計上しております。前年度と比較して、861万2千円、11.8%の減額となっております。予算の財源内訳は、県支出金で1,995万円、その他で183万1千円、一般財源で4,281万3千円となっております。

次に、51ページから53ページにかけましての第2目賦課徴収費についてであります。新年度では、5,964万1千円を計上しております。前年度と比較して、4,353万9千円、42.2%の減額となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で2,448万6千円、その他で5万2千円、一般財源で3,510万3千円となっております。減額となった主な要因は、各種証明発行事務電算リカバリシステムの構築と、国の緊急雇用創出事業を活用した固定資産税基礎資料データ作成等が完了したためであります。主な予算の内容は、町税の賦課及び徴収に必要な課税事務等に係る委託料や賦課・収納電算使用料などに要する費用となっております。その内訳は、51ページの第13節委託料で、町税の課税事務に係る委託料等2,560万3千円、52ページにお移りいただきまして、第14節使用料及び賃借料で、町税の事務処理に係る電算ソフト使用料等1,584万5千円、それから53ページでございますが、第23節の償還金利子及び割引料で、町税過誤納付の償還に要する償還金及び還付加算金720万円となっております。

続きまして、55ページでございます。第4項の選挙費でございます。初めに、第1目選挙管理委員会費でございます。選挙人名簿の定時登録等に係る費用として、新年度は、171万9千円を計上しております。予算の財源内訳は、全て一般財源となっております。

次に、第2目常時啓発費についてであります。新年度は、6万6千円を計上しております。予算の財源内訳は、全て一般財源となっております。

次に、第3目斑鳩町農業委員会選挙費についてであります。本年7月19日に任期満了となります農業委員会委員の選挙の執行に係る費用として、130万円を計上しております。予算の財源内訳は、全て一般財源となっております。

次に、56ページ第5項統計調査費、第1目指定統計調査費についてであります。指定統計調査の実施費用として、新年度は、164万円を計上しております。予算の財源内訳は、全て県支出金となっております。新年度に実施される指定統計調査は、世界農林業センサスと経済センサスとなっております。

続きまして、57ページでございます。第6項の監査委員費、第1目監査委員費につ

いてであります。監査事務に要する費用として、新年度は、989万4千円を計上しております。予算の財源内訳は、全て一般財源となっております。

以上で、第2款総務費のうち、総務部が所管いたします予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりました。

10時40分まで休憩いたします。

(午前10時21分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○坂口委員長 それでは、再開いたします。

第2款総務費についての質疑をお受けいたします。

宮崎委員。

○宮崎委員 40ページでしたかね、本庁のエレベーターの更新のことでちょっとお聞きしたいんですけど、これ何十年経っているかちょっとわからないんですけど、ほかにも、これからまた更新していかんなんところて、これから何年後先ぐらいに出てきそうな感じなんですやろ。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 役場庁舎で使っておりますエレベーターなんですけども、これにつきましては、建築後27年を経過しております。そうしましたことから、昨今のエスカレーターやエレベーターの事故、さらには経年して部品の調達ができないことから、26年度においてその更新を行ってまいりたいというふうに考えております。

それと、北庁舎にも1台エレベーターがございますけれども、これは平成3年度に建設したものでございまして、いましばらく持つように聞いておるところでございます。

以上です。

○坂口委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 1,650万っていうことなんですけど、側ができとるから、中だけでこんだけかかるのかなと思ったんですけど、その辺は業者さんの見積りっていうんか、入札またしていただけたらと思うんですけど。

あと、さっきも聞きましたように、この後、斑鳩町の施設で、各施設にエレベーターがついているところあると思うんですけど、その更新というのは、近年では行う予定はないんですかね。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 他の施設でエレベーターを設置しておりますところは、いきいきプラザがございます。それといかるがホールがございます。これらの施設につきましても、まだその更新時期を迎えていないことから、いましばらくは更新をしない状況でございます。

以上です。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

飯高委員。

○飯高委員 40ページですね。これを聞きたいと思います。報償費の中での顧問弁護士の謝金ということで120万上げられている。これも前年度と同じだと思うんですけども、一般的に、こういう謝金というのはどういう算定で行われているのか。弁護士さんの間でもいろいろと査定の方法はあるかのように思いますけども、月当たり10万になるんですかね。そういう算定の方法、また、今回、町としては120万ということで上げられているんですが、この根拠的なものがあればお聞きしたいと思います。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 こういう形のやつは、算定とかそういうものはないと思います。恐らく、川崎弁護士を、奈良県の町村会とかあるいはそういうことから比べますと、町としてもできるだけ安くということで120万と。本来から言うたら、これは200万、300万ぐらいしていくと思いますけども、今、私どもにとっては、特にいろいろなことがあれば川崎弁護士に相談に行かしていただくということで、非常にそういう点では利点であると思っております。

○坂口委員長 飯高委員。

○飯高委員 そうだろうかと思えます。いろいろ当町においても弁護士さんに相談する中において、その年においてはね、やっぱりそれ以上の金額が実際にはかかるような感じがします。

それと41ページの職員健康診断等の業務委託料ということで、町職員さんにとっては健康保持のためにこういった健康の診断をしていただいているんですが、こういった内容の健康診断でされているのかということ、ちょっとお聞きしておきたいと思えます。

○坂口委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 職員健康診断に対するご質問でございますが、共済のほうでですね、定

められております、胃の検診とか、胸部の検診、血液検査、歯科検査、身長、体重等ですね、そういった検診を行っております。

○坂口委員長 飯高委員。

○飯高委員 全ての職員さんが受けられるという、まあ人数というんですか、どの程度受けられているか。

○坂口委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 去年の健康診断の受診の割合ですけども、94.5%でございます。

○坂口委員長 飯高委員。

○飯高委員 ほとんどの人が受けられているということで、わかりました。

それとですね、42ページの地域公共交通会議負担金というのが、恐らく前年度よりも金額が半減ぐらいされていると思うんですけども、その状況についてお尋ねしたいと思います。

○坂口委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 地域公共交通会議の負担金の平成25年度の状況でございますが、平成25年度では、交通計画策定業務委託として、546万円でコンサルと委託契約を締結いたしております。

業務委託の内容といたしましては、当町の現状把握と分析とか住民アンケート調査、公共交通における課題・問題点の整理、そして、既存公共交通の分析とか目標設定、対策手法等の検討、生活交通ネットワーク計画の素案の策定、地域公共交通会議の運営・支援等ございました。

そしてまた、平成26年度は、同じく業務委託として、450万円を計上いたしておりますが、この内容といたしましては、生活交通ネットワーク計画の策定、実証運行計画の策定、事業選定支援、公共交通会議の運営支援、実証運行の準備等でございます。

平成25年度は、546万円で委託をいたしております。

○坂口委員長 飯高委員。

○飯高委員 わかりました。進められているという現状の中において、今回もこういう負担金ということになっているというのはわかりました。

それと、45ページのばい煙検査業務委託料ということで、これは新しく新年度の予算で出されていると思うんですけども、これについての内容についてお聞きしたいと思います。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 ただいまご質問のばい煙検査につきましては、平成25年度におきまして、本庁の地下に置いてあります発生器、これを更新いたしました。そうしたことから、これまでの機器、旧の機器では、そのばい煙検査に係る面積、伝熱面積なんですけれども、それを超える基準ではなかったもので、今回、超える基準、10平米以上ある場合は検査を行いなさいよといった、そういった基準に該当しますので、計上させていただいたところでございます。

なぜ、超えるかということなんですけれども、この面積を広くすれば広くするほど省エネになる、いわゆる熱伝導の効率が高くなりますので、そういった機器に更新してまいりましたので計上させていただいたところでございます。

○坂口委員長 里川委員。

○里川委員 ちょっと幾つかあるんですが、順番にお聞きしたいと思います。

予算書41ページにあります、41ページの一番下の段ですね、参加と協働のまちづくり推進事業業務委託料ということで、これが意外とその54万円という、割合委託料としてはなにか中途半端な値段やなと思いがらね、ちょっとこの内容っていうんですか、どんな内容のものを委託するのか。そしてまた、委託先として考えられるのはどういう会社なのかっていう、どういうところなのかっていうことを、ちょっとまずお尋ねしたいと思います。

○坂口委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 参加と協働のまちづくりの推進事業の業務委託の関係でございますが、第4次総合計画の重点テーマであります参加と協働を具体的に展開するために、斑鳩町の協働のまちづくり推進委員会において斑鳩らしい協働の仕組みについて審議しております。

平成25年度につきましては、9月の1日に協働のまちづくりフォーラムを開催、12月には、斑鳩町の協働のまちづくりの指針案のパブリックコメント等を実施しております、委員会等も開催をいたしておりますが、これらの業務の支援ということで業務委託をいたしております。会社につきましては、コンサル会社でございます。

○坂口委員長 里川委員。

○里川委員 ということは、今、そういういろいろな行事をするのを、イベント的に行事をやるのをお手伝いしていただいている、その支援していただいているというような言い方やったんですけれども、そういう支援をしていただくコンサル会社に委託、26年度もするんだという、そういう形ではよろしいんですね。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 この前、まちづくり条例の素案、総務委員会に提出させていただきましたけども、平成25年度はまちづくり条例の素案づくりと指針づくりをやっております。それに基づきまして、今、指針できましたので、今度4月に広報して、平成26年度はそういうまちづくりにかかわっていただく方々のグループの、まず中心となるコアづくり、コアづくりをやっていきたいと考えております。そのコアづくりをやっていくためのいろいろなアドバイスをいただくために、コム計画研究所に委託すると。その費用として54万を計上させていただいたと、こういうことでございますので。

○坂口委員長 里川委員。

○里川委員 よくわかりました。

それとですね、42ページのほうでは、19節に上がっているところなんですけど、自治会文具料等助成金、そして自治会連合会補助金という形でまあ、26年度も上げていただいているんですけども、昨今の自治会の状況というのはものすごく流動的なものがあるんですけども、現状ですね、自治会として、連合会に加盟していないけれども地域で自治会として活動してはる。そして、この文具料等の助成金を出している自治会ってというのはどれぐらいあるのかとか、その辺の数がね、私、このごろの流れの中でちょっと頭の中で整理ができていないんですが、文具料とかそういうものはどういうふうに出してはるのか。幾つぐらいの自治会に出してはるのか。そして本来対象となる自治会ってというのは斑鳩町内にどれだけあるのか。それと、自治会連合会に加入してくれてはる自治会ってというのはどれだけあるのか。この辺の数をね、せっきくの機会ですので、ちょっと私、お尋ねしておきたいというふうに思っているんですが。

○坂口委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 現在の自治会数でございますが、全体で166の自治会がございます。

そのうち、自治会連合会のほうに加入をされております自治会は112自治会で、未加入の団体は54ございます。この中で、自治会の連合会のほうに加入されております112自治会に対しましては、均等割の8千円を支払っております。

その他、戸数割として、全体に600円掛ける戸数。それと資源物の指定袋の手数料として、50円掛ける戸数ということで、予算計上をさせていただいております。

○坂口委員長 里川委員。

○里川委員 そうしたら、その戸数、1軒当たりとごみ袋の戸数掛ける分については、166の自治会にお支払いされているということによろしいんですね。

○坂口委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 すみません。先ほどなんですけども、自治会の未加入のほうに戸数割600円を支払っているということでご答弁さしあげたんですけども、大変申しわけございません。均等割と戸数割につきましては、自治会連合会加入の自治会ということで、資源物は未加入にもということでございます。

○坂口委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。その辺のね、ちょっと整理が私の中でできていなかったんで、この際ですのでお尋ねしました。

それと、43ページの財産管理費のところに、ふるさと納税のお礼ということで、22万8千円かな、上がっていると思うんですけども、このごろテレビでいろいろな取り上げ方されて、ふるさと納税なんか引っ張り合いしているというような状況もあるんですが、これはどう見たらええんかと私も思いながら、よくテレビを拝見させていただいていますが、斑鳩町は落ちついてやっってはるねんやというふうに私は思っているんですが、この上げておられる報償費については、見込みの件数であったり見込みの納税金額ってというのはどういうふうに上げておられてこのお礼の金額が出ているのかっていうのを、ちょっとお尋ねしておきたいと思うんですが。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 ふるさと納税に対するお礼の見込み数なんですけども、単価のほうに3千円というふうに決めておりまして、これで76人分を計上させていただいているところでございます。

また、それに伴います歳入ですね。いわゆるご寄附の金額なんですけども、平成26年度におきましては、120万円を計上させていただいているところでございます。

○坂口委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。ちょっとね、ヒートして、各自治体、ものすごい金額集めてはるところもね、なんか億に届くような金額を集めたりとかお礼でものすごいなにか地方色出したりとかいろいろなことをやっってはるようなんですが、どこまでやるのがいいのか悪いのかいうのはちょっと私も判断できませんので、粛々とやっていっていただいで、より世界文化遺産のあるまち斑鳩町、この斑鳩町を将来にわたって皆さんに愛していただける、そういうまちづくりをしながら、そういう気持ちでふるさと納税していただけるような取り組みを、今後も企画力でね、やっぱり宣伝とかうまくやっていっていただきたい。物でつるような、そういう納税を勧奨するっていう、そういう形でないや

り方で頑張っていてやってほしいと思っています。

それと、46ページにあります、企画費の中にですね、男女共同参画推進計画策定ということで上げていただいている、ここでは計画の策定ですのでね、これもコンサルなんかをお願いしてやっていただくんだけれうと思うんですが、最近ちょっとう、あまり目新しく男女共同参画の関係が、動きがあまりないのかなというふうに思っていたところなんです、今後この策定業務やっていく中で、何をどう町として斑鳩町らしさを出していくのか。

それとですね、この策定業務、コンサルをお願いされるんだけれうけれども、その割にですね、上にあります委員報酬ですね、男女共同参画推進委員会の委員6人さんへの報酬が3万しか予算とられていないんですよ。こういう計画を策定するときって、もっとう、委員会っていうのは何回もこう開催されるのかなと。そうやってきたらこの報酬、こんな少ない報酬、こんなやつたら1回しかせえへんのちゃうのっていう、私、見て、委員報酬ね、この上げ方やつたら1回しかしないのかしらと思うような、そんな感じを受けるんですが、この辺のところ、ちょっとこの計画を策定していく考え方、そしてこの推進委員会、委員さんの意見を聞いたりする委員会の開催の仕方、このところ、ちょっと説明のほうしていただきたいというふうに思います。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 ご質問の男女共同参画推進計画の策定についてでございますが、平成26年度と27年度、2か年にかけて策定してまいるところでございます。

平成26年度におきましては、その計画の資料とするためのアンケート調査を実施してまいりたいと考えておきまして、実質的には27年度が策定の本業務になっていくことになると考えているところでございます。

そうした中で、男女共同参画推進委員会におきましては、26年度におきましては、いわゆるアンケート調査を実施しますので、これらの内容をお示しし、ご意見を聞いた中でということで1回を計上させていただいているところでございますが、27年度につきましては、その意見、また委員さんの視点や等々、反映していかなければならないことから、それなり、複数の回数を確保した中で策定してまいりたいというふうに考えております。

○坂口委員長 里川委員。

○里川委員 今の説明を聞いて納得ができました。そうしたら、この190万円委託料というのは、主にアンケート調査をするために必要になってくる費用だというふうな考え

方で。それで、先ほど申しましたように、ちょっと男女共同参画の関係につきましても、最近ちょっとね、同じような傾向でぐうっと続いてきているんですが、何か斑鳩町らしい、できるだけ推進委員さんにもお諮りいただいて、斑鳩町らしさであったり、よそがまだ取り組めてないけれども、こういう発想があるとかいうね、すごくこう新しい発想を取り入れるというのか、そういう研究もしながらね、委員皆さんに十分意見を聞いて、よりよいものをこの26年度、27年度でつくりあげていただきたいということ、お願いしておきたいと思います。

それとですね、47ページの統合宛名システム、52ページには町税システム番号制度ということでここ、上げられていますけどね、情報をぐっと一本化していくっていうのは、効率的にはいいのかどうかはわかりませんが、私たちはやはり、何て言うのかな、やっぱりプライバシーの保護であったりとか、それと今はインターネットだったりパソコンに絡む犯罪とか、そういうものすごくいろいろあるんですけども、これ、情報管理という問題について、行政ですからね、この辺のところについては、どんなふうにかえながらこの事業をこれ、システム変更とかやっつけていこうとされているのか。この情報管理のところだけはちょっときちっと私たちは押さえておかないかなというふうに思っているんですが、現状、どんな状況ですやろ。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 番号制度の導入にかかわります、いわゆる個人情報等の情報管理の問題なんですけども、これにつきましては、国のほうでは、平成26年1月1日に特定個人情報保護委員会というのを発足されまして、国全体の個人情報の取扱いの監視、監督や苦情の処理などに、これから努められていかれるところでございます。

また、本町におけます情報管理なんですけども、いわゆるそれぞれの業務について評価をせなあかんような形になっております。取扱い業務について、これは何件未満の処理する件数があるのかとか、これについてはどういったものでやっていくのかといったものを評価しなければならないことになっておりまして、その評価書その国等へ提出させていただいて、その中で、これについてはこうこうこうですよと、これについてはこうこうこうですよといった形で、いわゆる指導なりいわゆる監視なりされていくところでございます。

なお、システム全般の管理というか、いわゆるセキュリティーにつきましては、これまで同様に万全とした形で行っていくこととしておりまして、現在斑鳩町では、既にPT会議、プロジェクトチームを立ち上げまして、この導入に向けたプロセスを確実に

に踏んでいくよう、全課によりますプロジェクトチームを立ち上げまして、既に3回の会合を行っているところでございます。

以上です。

○坂口委員長 里川委員。

○里川委員 本当に、私はこのごろ、こういう効率もいいし、まあまあ便利がいい。だけどお年寄りの人にとつたらね、もうパソコンなんか難しいし、さわるのもかなんし、あれですけども、でも今どきの若い人っていうのは、変に偏ってここだけものすごく突出してできる子とかね、いはって、そういう人が意外と犯罪とかね、私らが、えっ、そんなことできるのっていうようなびっくりするような事件が起こったりしている中であって、どう守っていくかというのはもう行政としてとても重要なことだと思いますので、それだけのものを握っている行政が、安全確保についてはもう最大の、一番のやらなければいけないことであるということの認識を持っていただいてやっていただきたいと思います。

すみません、最後にね、56ページに統計調査についていろいろ上げられておりました。これを見ますとね、非常に統計調査、また26年度もやられるんだなと思って、結構調査員の数もそこそこ必要なんだなと思っているんですが、担当課長もご承知やと思いますが、私、ある住民さんから苦情を受けて、統計調査に来はった調査員がなくなってないということですね、前にえらい怒られたことあるんですけども、この際ですので確認をさせていただきたいと思います。

これだけ調査員をそろえなあきませんけれども、この調査員はどんなふうに町は選考されて、採用をされているのか。また、そして、調査員に採用されたらどんなふうに各家庭へ調査に回るときの注意事項など、どんなふうに気をつけて、そういう調査員の人にお話をされているのか、そういうちょっと流れ的なものを教えていただきたいと思います。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 統計調査の実施に当たりましては、個人情報保護、これには十分に留意してやってまいりたいと考えております。気持ちよく調査を受けていただくため、可能な限りその対応をさせていただいておりますし、今後もその対応をさせていただきたいというふうに考えております。

また、調査員の安全確保といった面でも非常に重要でございますので、これらの面につきましても、十分な確保を行った上、調査の実施に当たりたいと思っております。

また、統計調査員のいわゆる採用なんですけども、これにつきましては、登録されております調査員の中から選出し、それぞれ当てるようにしておりますので、もし、仮に当たって行われる場合には、事前に説明会を実施し、その統計調査の意義あるいは守らなければならない事項や住民さんへの対応等々を十分に説明、研修した上で実施してまいりたいというふうに考えております。

なお、携帯するときに当たりましては、守秘義務ですかね、そういったものを常に明示できるような形で、また名札等も明示した中で実施してまいりたいと思います。

昨今、いろいろなものが出回っておりまして、なかなか協力をしていただけないところもございしますが、統計、これまでも非常に重要な資料となっておりますことから、パソコンでの提出もできますことから、ご協力を願えたらなというふうに考えております。

以上です。

○坂口委員長 里川委員。

○里川委員 調査する対象者についてはね、ランダムに選んだりとかいろいろなやり方もあると思うんです。どんな方が対象になるかわかりませんが、私たちも、そういう後からね、住民さんからいろいろ文句を聞かなあかんのもつらいものがあるんです。職員さんら、ちゃんとしてくれてはるやろと思っているけれども、そういうふうに言われるとね、やっぱり住民さんもいろいろな方がいらっしゃるんで、いろいろなことを思われると思います。

調査する側も難しいとは思いますが、でも、やっぱりいろいろな方がいらっしゃるんだから、きちっとした対応をして、アンケート、できるだけご協力いただけるようにしていくっていうこと、そういう姿勢を持って、また26年度もこの調査やっていただきたいと思います。

以上です。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

小野委員。

○小野委員 エレベーターの件に関してはね、私はまあ、遅かったのかなという感じもしているんです。最初は別にもういいん違うのかなということも思っていたんですがね。
1, 600何万ですかね、それぐらいの費用かかるけど、やはり将来的なことを考えたり、先ほど説明の中でも、質問者が答弁の中でも事故起きてからでは遅いということで、その事故ももう既に何年前から起きていますからね、今やっていただけということで、評価はしているんです。

42ページのね、先ほど同僚委員からの文具料等の助成ということで、いろいろ詳細にわたって説明していただいたんですけどね、わずかですけど、前年度から8万何ぼかですがね、あの説明の中で考えていたら、何が要因でその今度8万4千円ですかね、少なく見積もっておられるのかね。連合会から脱退した自治会もあるんか、また、戸数が減っているのか、また、ごみ袋のそれがあるのか、どういう組立てというんですかね、それで少し、わずかですが減額になっている、この要素がわかればちょっと教えてほしいなど、そのように思います。

○坂口委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 あの。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 結構です。積算されているのは担当課ですのでね、前年度から積算するためには何か要素があるからちょっと、わずかですよ、前年度どおりこうして上げてくるんじゃないくて、積算されているんだからすぐ答えてもらえると思っていたんですけどね。まあ別に大して予算審議には問題じゃないんで、結構です、答弁結構です。

続けて、委員長、かましませんか。

そうしたら、43ページのところなんですけどね、先ほど部長の説明の中で、声の広報謝金ということで、何かCD化というのがあるということをおっしゃられたように思うんですがね、聞き損ないやったら堪忍してくださいね。今まではカセットテープでされていたように思うんですが、それをCD化することは、新しくそういうようにされたのか。金額的にそのことによってどれくらい違ってくるのか。普通、カセットに録音するんだったら機械もすぐできますし、CDにするのにどういうぐあいな費用が、かかるんだと思うんですよ。だから、どういうことでCD化、音を残すというのにはCDのほうが伸びることもないからよろしいんですけどね、どういうぐあいなことを改善されて、今回、こういう16万ですか、そういうふうになったのかね。費用としてはもう謝金だから、もうそのやってもらっている人の人件費になって、人件費ですか、になるから、そのCD化するというのに対して私は幾らか経費がかかるから、それはここでなくてほかで見ているんだとかね、そういうことがわかりにくかったので、説明をお願いいたします。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 声の広報につきましては、現在、草笛の会の皆さまにご協力をいただきまして、その謝金として16万円を計上しているところでございます。また、これ

まで、委員おっしゃいましたとおりカセットテープでお届けをさせていただいていたところでございますが、カセットテープ自体の確保がちょっと困難になってきたこと、それとダビングします機械が経年老朽化しておりまして、その修理代といいますか、部品の調達が非常に困難になってきた状況の中から、先進地等の状況を見ていますと、CDにダビングして、それでお配りをされているところがございます。そうしたことから、本町におきましても、そのCDにダビングする機械一式、これは備品購入費で上げているんですけども、31万3千円を計上させていただきますとともに、消耗品のうち、CD代として5万8千円、合わせまして37万1千円で、新たにCD化をした上でお届けさせていただこうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 先ほどの部長の説明の揚げ足を取るようで申しわけない。ということは、謝金としては変更はないと。CD化ということをぱっと僕が反応したんやからあれやねんけど、そういうぐあいにして、当然それはこちらの備品として確保していたもので、改善したということで、予算は別にとってあると、そういう理解します。

もう1点なんですがね、先ほどこれも同僚委員から最後に質問されて、調査員の報酬とか、調査員の採用についてどういうあれなのかなということ、いろいろ苦勞もされているし、またレクチャーもしておられると。守秘義務は当然なことだし、私はまあ、この調査員の身分、そのときの身分というものについても詳しく説明をしてもらいたいなと思っているのと、1点ちょっと、何か採用に際しては登録者の中から選考しているとか、そのような答弁だったと思いますが、これはどういう形の登録というのを、年度を初めかいうようなときに広報か何かで出しておられるのかなと思いますが、その登録はどういう形でどういう人を対象に登録されているのか、ちょっとお示し願いたいなと、そのように思います。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 調査員の登録につきましては、広報等で周知させていただいて、その都度登録をさせていただいて、名簿のほうに登載しているところでございます。これにつきましては、いわゆる調査業務に、体力的にも耐えられる方等ということで、特段の条件を設けているところではございません。そうした中で、登録のあったうちの中で、今度、実際の採用に当たりましては、担当もしくは私のほうが面接をいたしまして、そういった中で、こうこうこれこれの業務に当たっていただくというふうになっていると

ころでございます。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 最後に、その登録の際、広報で周知ということで、それで、ちょっと表現ま
ずいかわかりませんが、こういう調査員の十分な人数が登録していただけるのか。ま
た、いろいろな会にね、登録してくださいという働きかけをして集めておられるのか。
その点はどうか。

○坂口委員長 西巻企画財政課長。

○西巻企画財政課長 実際のところ、業務も非常に困難を要するものでございますことか
ら、その登録に当たりましては、これまでしていただいた方にもお声掛けをさせていた
だき、そういった中で、登録調査員の確保を行っているところが現状でございます。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 そういった点で経験者の方がふえてくる。経験しておられるということから、
なれからね、先ほど同僚委員が言ったように苦情を受けやすくもなってくるんだと思う
んです、この業務に対してね。だから、やはり今後選考していくときには、しっかりと
それらの点、苦情のないような形をやってもらいたいし、私もその調査員の方に申しわ
けないな、もう留守がちやからというようなことでね、個人的なことですが、そういう
ことで申しわけないなということも判断していたんですがね。時間的にもものすごく負
担をかけているなと思う人もありますが、また逆に、先ほどの同僚委員の言っている、
苦情という形でこちらのほうへも聞かされるのはちょっと、やはりなかなか気まずい思
いもしますしね、そこらはまた十分注意してやっていただいて、そういうふうなお願い
しておきます。

以上です。

○坂口委員長 小林委員。

○小林委員 私のほうから2点。まず、55ページのですね、選挙のほうで常時啓発費の
ほうのこの明るい選挙推進協議会委員の謝金なんですけれども、この常時啓発費の目的
と効果が今までどのようにあったのかお伺いさせていただきたいのと、そもそも、いつ
も同じように、この事業や業務がいつまでも同じでいいのかなという思いと、またこの
明るい選挙という、この明るいというネーミング、いつごろからされているのかな。お
聞かせいただきたいと思います

といいますのも、斑鳩町という狭い地域での選挙になると、そんなに悪いこともでき
ないのかなと思いますし、最近、すぐ悪いことをしたら情報、ばれると思いますのでね、

いつまでもこういう、この事業をされるのかなと思ひまして。こういうのをされるんですたらね、投票率向上推進協議会とか、また違う内容でされたほうが時代に合っているのかなという思ひで、ちょっと質問させていただきます。

○坂口委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 明るい選挙推進協議会につきましては、投票率の向上のみならず、選挙の時期についてということで、選挙の際または常時啓発で委員様10名で構成されております。

今まで、選挙の投票執行時に、投票率向上のために、広報車による啓発やら各事業所等で啓発物品の配布とか、あと、新成人の成人式の際にパンフレット配布、あと、小中学生に夏休みの宿題としてポスターコンクール等、小学生、中学生にも選挙の大切さを知ってもらうために啓発を行っているところでございます。

今、委員がおっしゃっています、名称を投票率向上に変えたらどうかということでございます。総務省のほうで明るい選挙推進委員といったその名称のほうが使われておるんですけども、本町ではそれを参考に今現在、明るい選挙推進協議会というふうに名称をつけております。公正明朗な選挙も必要でございますので、現在の名称のほうが適当であるというふうに考えております。

○坂口委員長 小林委員。

○小林委員 今、成人式のほうでもアンケートをとっていただいているというふうにお聞きしたんですけども、ほかの地域で、その成人式のとときにアンケートをとっておられる、そのアンケートの結果を分析されたらですね、若者が投票に行かない理由というのもだんだんわかってきている地域もあるんです。そうやってきましたら、またこれまでと違う業務内容をされるほうがいいのかないのかなというのがあります。やっぱり若者の意見をしっかり聞く姿勢を見せることによって、それはもう政治家がしないといけない面もあるとは思いますが、やっぱり、ああ、行政が若者の意見をちゃんと聞いてくれるんだという姿勢を見せることによって、やっぱりその声を施策に反映できるように活動していくことによって、若者の投票率も上がるというふうに思っていますのでね、ちょっとどの段階かで、ちょっとこの事業をいつまでも同じような内容されるんじゃないかと、また違った視点に立って新たな事業をされたほうがいいのかないかなというふうに思ひまして、ちょっと今回、話をさせていただきました。

次に、43ページのほうです、町政モニターの謝金ということで上がっておられますけれども、この目的とですね、どのような活動をされるのか、ちょっとお伺いさせ

ていただきたいと思います。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 町政モニターのご質問でございますが、町政モニターとは、いわゆる住民さんのお声を行政に反映するために、定員100名以内の中から無作為に選出いただいた方と、公募でいただいた方とで構成しております。年に一度アンケート調査、平成25年度でしたら、窓口の満足度調査などを実施しているところでございます。

この謝金といたしまして、現在78名の方がおられますので、平成26、27が任期の期間となっておりますので、任期終了のためのお礼として、千円掛ける78名、7万8千円を計上させていただいたところでございます。

○坂口委員長 小林委員。

○小林委員 町政モニターされることはいいことだと思うんです。住民さんに關心を持っていただいて、改めて住民さんの目線で行政を見ていただくということでもいいと思うんですけれども、その成果をですね、町だけで終わるんじゃなくて、広報で、町政モニターでこういうふうなご意見がありましたというふうな公開というか、周知はされているんですかね。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 町政モニターの中で、いわゆるご意見も伺っているところでございます。こういったご意見につきましては、一つ一つ各担当課のほうで回答をさせていただきまして、それぞれのモニター様のほうにその回答、全ての回答ですね、を送付させていただいて、こういった対応、これはまだまだちょっとかかりますよといったような形で、お声の部分については、お答えさせていただいているところでございます。

○坂口委員長 小林委員。

○小林委員 これも今までそういうふうにされてこられましたけれども、せっかく町政モニターに当たって町のためにいろいろ新たな視点で提言されたっていう活動を、その広報に載せていただいてもいいのかなと思います。そういうことによって、その広報を見た住民さんが、ああ、町がこういうふうな町政モニターでいろいろな住民さんの意見を聞いているんだなとなってきたら、私も、そういう意見を言っていく。その声がちゃんと反映されているというのが、広報紙を見た住民さんが一般的に広く理解しやすくなってくると、もっともっと住民さんに關心を持っていただけるこの事業になるのかなと思いますので、そういう検討もしていただきたいなというふうに要望させていただいて、終わります。

(「今までから載ってることあるやん。広報に載ってるやん」
と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 小林委員。

○小林委員 失礼しました。広報のほうにも載っているみたいですので、ちょっとおわびをさせていただきます。すみませんでした。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

伴委員。

○伴委員 ちょっとお聞きします。42ページの下から3つ目の、先ほども同僚委員がちょっと質問されたやつですが、地域公共交通会議なんですけど、昨年やらられていて、結局どういふような話で今進んでいるのか、ちょっとこれ非常に、コミュニティバス、非常に住民の足となり、非常に重要な問題ですので、今、その辺どのあたり、どういふような話になっているか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○坂口委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 地域公共交通会議についてのご質問でございます。交通計画の作成とか実施に係ります連絡調整を目的としてこの委員会を設置しておりまして、平成25年8月23日、第1回目の会議を開催をいたしまして、計3回の会議を開催し、今現在、生活交通ネットワーク計画の素案のほうの取りまとめに向けて、今現在作業を進めているところでございます。

今後の予定なんですけど、平成26年度の斑鳩町公共交通会議の事業の計画につきましては、生活交通ネットワーク案の取りまとめを行って、そして、パブリックコメントにより住民の意見を聞いた上で計画を策定する予定でございます。その後に、斑鳩町に適した公共交通の実証運行に向けて、その策定作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

その中で、既存の公共交通事業と十分な協議を行いながら交通計画を策定しなければならないというふうに考えております。住民のニーズ重視も必要なんですけども、既存の民間事業者の経営に影響が出るようなことがあってはならないので、その辺を十分協議をしながら、斑鳩町にふさわしい公共交通になるように検討をしていきたいというふうに考えております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 結局これ目的が、やっぱりこういうようにしていきたいという町の考えがあって、そしてこの地域公共交通会議ですか、これを開かないとできないということで説明

を受けたと。その中で、まあ言えば、既存のそういう交通関係の会社ですね、とのどのような、差しさわりのないところで、どんな話になってきているのかということをお聞きしたかったんですが、そのあたりどうですか。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 今、課長申しあげたように、今現在、課題の整理と現状の分析をやっております。その中でネットワーク計画の方針を立てておるわけですが、例えばコミュニティバスをどうしよう、例えばそれと今買い物難民で、今社協が走らせるバスをどうしよう、それで今、それ以外に今いろいろデマンドタクシーもございますね。これらについて、よそでやっておられるけども、これについてはどうだろうか、そういうことを踏まえた中で方針を決めていくわけでございます、この場で、そしたらコミバスはどうしますとかどういう方向になっているか、その方向性はまだ出てないです、はっきり申しあげまして。今、これからネットワーク計画の中で策定をさせていただきますので、その案が出てまいりましたら、また担当常任委員会にご説明申しあげますけども、今はまだその時期ではないということをご理解をいただきたいと思っております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 了解いたしました。よりよい、やっぱりそういうような斑鳩のコミバスが、これどういようにならっていくのか、その辺、また委員会のほうに、担当常任委員会ではその辺、説明をお願いします。

続きまして、43ページの8節のふるさと納税、報償費の。これ25年度、確か大きな金額が入っていたと思うんですが、25年度、これどんな感じで、今の状況ですか。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 25年度、今現在の状況と申しますか、3月補正でさせていただいている状況を申しますと、金額で723万3,761円のご寄附をいただいているところでございます。これを昨年同期と比較いたしますと、約500万程度のご寄附があったと、以上のご寄附があったということなんですけども、これにつきましては、100万円を超えます高額のご寄附を、平成25年度、4件いただきました。そういった影響で、25年については多額の寄附をいただいている状況でございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 ということは、件数としては大体例年どおり、それでまあ次年度もこういう形で、これ多分されているのはそのあたりかなと思うんですが、件数としたらどうですか。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面卷企画財政課長 件数といたしましては、25年度、24年度に比べますと、若干減っている状況でございます。寄附額が大きかったんですけども、件数にしては16件、同期と比較して16件程度少なくなっている状況でございます。

ご寄附ということで、この寄附の件数をつかむのは大変難しいことですが、例えば平成23年度でしたら86件、平成24年度で128件、それで現在106件ということなんで、100件前後があればというふうに思っておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 これで26年度予算がこの金額出しておられるのわかりました。

続きまして、49ページ、第19節の負担金補助及び交付金の中の防犯灯のほうなんですけど、これ、防犯灯維持管理補助金、これ維持管理なんで、LED化、今度ばつとやってくれはりましたわな。それでちょっとこれ、このあたりのぐっとこう減ってくるのかなと思はしてんけど、結構、前年度よりちょっとまだ上がっているような形ですけど、これはなんで、やっぱりこれずっとこういうような金額はLED化してもかかってくるものなんか、それとも26年度はこういう形なのか、ちょっとそのあたりお聞きしたいんですが。

○坂口委員長 乾総務部長。

○乾総務部長 これにつきましては、自治会の管理していただいている防犯灯の維持管理ということでお支払いをさせていただいているんですが、1灯当たり1,500円ということで、平成26年度もそういう補助をさせていただきたいと考えております、器具の交換も含めてということなんですけど。ただ、LEDの関係については、今年度LEDにかえていただきまして、灯数もふえておりますので、補助の全体の金額としてはふえております。単価としては1,500円という、これは変わりございませんので。

ただ、自治会の負担としては、当然1灯当たり、8ワットでしたら大体1,600円ぐらいの電気代ですので、年間。それで、それが1,500円ということですので、自治会の負担は軽くなるということでございますし、また、一般質問でもお答えさせていただきましたけれども、27年度からは、はい、ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 結局、自治会の負担が減るような形に、これLED化でなるんやと。これはもう非常にいいことだと私は思います。

そうしたら、この上の新設工事、この工事の請負の、これはどのような新設を考えておられるのか、ちょっとお聞きします。

○坂口委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 自治会の区域内に属さない町管理の防犯灯の新設分について予算計上をいたしております。周辺の自治会のほうから要望のございましたものとしてLEDの防犯灯7灯とそれを取りつけるポール5本分、あと、緊急の対応分といたしましてLED防犯灯3灯、ポール3灯分の合計で、LEDが10灯、ポール9本を計上いたしております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 町管理のやつをLED化していただくと、そういうような今お答えやったと思うんですが、でも、それ。何か。

○坂口委員長 乾総務部長。

○乾総務部長 町管理というよりも、町で新しく新設をするということでございますので、それをLEDの防犯灯にするということでございますので、町の今あるやつを全部かえていくということではございませんので。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 ということは、今のやつは、町の管理の今のやつはどのようにお考えですか。

○坂口委員長 乾総務部長。

○乾総務部長 新年度、予算計上させていただいていますが、まず、学校ですね、小・中学校、それから幼稚園もございますので、まずそちらのほうのLED化を進めていきたいというふうに考えておりますので、その後、この町の防犯灯についても、順次進めてまいりたいというふうに考えております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 やはり蛍光灯のところとLEDになっているところと、こうなっていくしますのでね、自治会と自治会の間の部分で町がこうしていただいている。あのあたりもそういう形になってくるので、やはりできるだけ、どれぐらいの今、町管理があるのかわかりませんが、やっぱりこれ考えていただかないと、せっかく自治会の管理の分があるので、そのあたりもちょっと要望しておきます。

あと、続きまして、52ページの町税システム番号、上から2つ目ですね、で、これ、町税ということでちょっとこれ質問させていただきますけど、この番号制度になってこ

の税の問題で住民のほうで何か影響というものが出てくるのか、ちょっとお聞きしたいです。

○坂口委員長 加藤税務課長。

○加藤税務課長 番号制度に係ります住民の方への影響ということでございますけれども、これまで税の関係につきましては、例えば転出・転入されたときに、その市町村で新たに給付金、何らかの福祉の給付とか申請される場合でしたら、所得証明書を添付するだとか住民票を添付するだとかいう関係が必要でございましたけれども、今回、この番号制度が平成29年7月から地方においては運用されますけれども、それ以降についてはそういった添付書類が省略されるといったメリットがございます。

あと、デメリットの関係については、特に今のところないというふうに考えております。

○坂口委員長 ほか、ございませんですか。

小野委員。

○小野委員 ちょっと先ほど質問するのを漏らしたか、ここで言うてええのかどうかということもちょっと疑問を持ちながらやっていたんですがね。予算の概要の18ページにね、ホームページの充実ということであっていただいているんです。

それで、ご存じやと思いますが、議会の議会運営委員会が、会議録の公開ということで、ホームページを利用しようということでもいろいろ議論しまして、予定としては、その中での委員さんらの意見の中でまとまったものがあるんですが、さて、その町のホームページの中でね、それだけの容量があるのかってということもみんな心配もしていましたのでね。だけど、26年度にいろいろ拡充されるということも聞かされていきましたので、それらはどこかでね、容量ですか、それらについて組んでいただいているのかどうか、いや、まあまだ先だということか、それらをちょっとお聞かせ願いたいなど、予算でするので、お願いします。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 ホームページのリニューアルにつきましては、26年度では行う予定は現在ございません。25年度におきまして、現在のホームページの内容につきまして見直しを行っているところでございまして、26年度にかけてその見直しした課題とかを解決していったら、27年度にはリニューアルをしていきたいかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 ちょっと私、議運でいろいろ議論したときのことで、年度をちょっとしっかりと認識していなかったのかなということで、今、そういう質問をさせてもらったんですがね。議運の中で、何年度から公開ということをお皆さんに報告したのか、ちょっと自分自身が報告しているんやけど、ちょっとあれ、確認だけ、局長、してくれませんか。

○坂口委員長 藤原議会事務局長。

○藤原議会事務局長 議会会議録の公開につきましては、公開するという方向性を確認をいただいております。その中で、ホームページの掲載につきましてはまた担当課のほうと、容量の関係もございますので相談をさせていただきたいというふうに申しあげたところでございます。

それで、昨年12月のときに議会運営委員会で決定いただいたわけなんですけれども、その時点では町のホームページの見直しを考えておるというところでも、予算を作成、編成する中で、そのホームページのプロバイダの、いわゆるハードディスクの容量の更新につきましては平成27年度になるということが現在のところ確定をしております。

そういったことで、この3月の開会中の議会運営委員会で報告をさせていただこうというふうに思っておりますけども、そういうことで、実質的には27年度のほうにずれ込むということをお考えております。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 ないようですので、これをもって第2款総務費に対する質疑を終結いたします。

13時まで休憩いたします。

(午前 11時48分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○坂口委員長 それでは、再開いたします。

次に、第8款消防費について説明を求めます。

乾総務部長。

○乾総務部長 それでは、第8款消防費につきまして、ご説明を申し上げます。

失礼して、座って説明させていただきます。

まず、一般会計予算書の15ページをお願いいたします。15ページでございます。第8款の消防費につきましては、新年度は、総額3億6,323万2千円を計上してお

ります。前年度と比較して、2,698万5千円、8.0%の増額となっております。

それでは、消防費に係ります各科目ごとのご説明を申し上げます。

一般会計予算書の106ページをお願いします。106ページでございます。初めに、第1目常備消防費についてでございます。本年4月1日に設立される県内37市町村で構成される奈良県広域消防組合の運営負担金として、新年度は、3億1,462万8千円を計上しております。予算の財源内訳は、全て一般財源となっております。

次に、106ページから107ページにかけましての第2目非常備消防費についてでございます。新年度は、2,493万6千円を計上しております。前年度と比較して、30万9千円、1.2%の減額となっております。予算の財源内訳は、全て一般財源となっております。主な予算の内容は、町消防団の活動等に要する費用、防災行政無線の管理、消防団資機材の充実、自衛消防団の支援、県防災ヘリコプター運営協議会及び県防災行政無線運営協議会への負担金などとなっております。消防団資機材の充実として、106ページの第18節備品購入費で、消防団活動の充実強化を図るため、各分団にAED等を配備する経費として90万円を計上しております。

続きまして、107ページから108ページにかけましての第3目消防施設費についてであります。新年度は、1,235万9千円を計上しております。前年度と比較して、397万7千円、47.4%の増額となっております。予算の財源内訳は、その他で10万円、一般財源で1,225万9千円となっております。増額となった主な要因は、消防施設整備事業等補助と、消火栓2基を設置する費用の増によるものでございます。

続きまして、第4目水防費についてでございます。水防出動等に要する費用として、新年度は30万9千円を計上しております。予算の財源内訳は、全て一般財源となっております。

続きまして、第5目災害対策費についてでございます。新年度は、1,100万円を計上しております。前年度と比較して、60万9千円、5.9%の増額となっております。予算の財源内訳は、県支出金で191万8千円、一般財源で908万2千円となっております。増額となった主な要因は、自主防災組織の支援に要する費用の増と、命のパスポートの作成に取り組むためでございます。主な予算の内容は、災害対策活動、地区別防災訓練の実施、災害物資の備蓄、避難所施設の充実、県防災総合訓練の実施、防災情報メール等の推進、自主防災組織の支援、命のパスポートの作成に要する費用となっております。

初めに、避難所施設の充実として、避難所等で障害者や高齢者等の災害時要援護者が

使用できる車椅子を設置することとしており、第18節備品購入費のうち72万6千円を計上しております。

次に、県防災総合訓練の実施では、第19節負担金補助及び交付金で、災害発生時に迅速かつ的確な対応を行うため、奈良県と香芝市、葛城市、生駒郡4町、北葛城郡4町が合同で主催する奈良県防災総合訓練に係る費用の負担として25万円を計上しております。

次に、防災情報メール等の推進では、第14節使用料及び賃借料で、町内エリアにいる携帯電話所有者に対し、災害・避難情報をメールで通知するエリアメールを導入するにあたり、プロバイダ使用料として6万5千円、緊急時非常招集メールと統合した防災情報メールシステム使用料として123万2千円を計上いたしております。

次に、自主防災組織の支援では、第19節負担金補助及び交付金で、自主防災組織の設立・活動に対する助成に要する費用として166万円を計上しております。

次に、命のパスポートの作成では、第11節需用費で、住所・氏名などの連絡先に加え常備薬などを記載したカードを携行することにより、災害時に迅速かつ適切な支援が受けられることを目的としたカードを作成し、全世帯に配布することとしており、その印刷経費として33万7千円を計上しております。

以上で、第8款消防費につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第8款消防費について質疑をお受けいたします。ございませんか。

小野委員。

○小野委員 108ページに賃借料として、土地借上料235万6千円。以前からこういうのがあったんだと思いますが、ちょっと主だったその、どういう土地をどういふぐあいに借り上げているのか、主だったものだけでも結構ですので、ちょっと教えてくださいませんか。

○坂口委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 土地の借上料の関係でございます。これにつきましては、現第2分団が使用しております法隆寺の消防センター、この土地につきまして、土地を借り上げております。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 そうしたら、その次のね、負担金補助及び交付金の中で、消火栓移設・修繕

等工事負担金ということでまあ15万ですが、予定されていますねんけどね、この消火栓が移設しなければならなくなったその原因とかね、それはどういう状態のときに移設するというようになってくるのか。あまり差しさわりの程度で、例えば今まで民間の土地であったのが移設せんないかなくなったとか、いろいろあると思いますが、どういう原因で移設が生じているのですか。

○坂口委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 こちらのほうの消火栓移設・修繕等工事の負担金でございますが、平成26年度のほうで消火栓の設置のほう2か所、予算計上させていただいております、この分の工事の負担金を計上させていただいております。

申しわけございません。すみません。

消火栓の移設と修繕等工事の負担金で15万円計上させていただいております分なんですけども、消火栓のほう、緊急的に消火栓のほうですね、移設等ございましたら、それに対処するために計上しております。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 まだどこということ、これ予算を計上しているんでなくて、非常時っていうんですか、何かで必要なこともあるだろうということ、15万円、修繕等ということで書いておられる、それでよろしいんですね。どこという具体的な場所、移設、それではなければいけないとき。

そうしたらね、消火栓を移設せんないかんというようなことが起きてくるのは、どういうときなんですかね。

○坂口委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 既存の消火栓がございまして、例えば、その付近に新しく住宅地のほう開発がされまして、新たに違う場所に取り付けたりとかですね、そういった場合に、その部分にかえて移設を行うというふうな場合も想定をしております。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 また、その消火栓があると。その近くで開発されて、そこのほうにそのものを移設していくほうが効果的だという判断か。今まであったその消火栓は、移設ということですから、今まであった消火栓がなくなるということですね、移動するんだから。そうすることによって、やっぱり消火栓というのは、数あればいいというような問題でもないと思います。やはり数があるから消火栓が効果を発するか、非常時のときに効果を発するかいうたら、やはり圧の関係もありますし、いい範囲内にきれいに配置される

べきやと思うんですがね。

そういう観点からいったら、移設という言葉で、それが不要になるんだということだ
と思うんですがね、あるものをわざわざそちらへ持っていくときに負担金がかかってく
るのかなとか、ちょっとあまり想定しにくいんです。だから、元、その今のある消火栓
が何かのぐあいで邪魔になってくるんだとか、やっぱりもうそこに置いてあるちゅうこ
とがいろいろ不便であると、もうなってきた、新たなどころ、近所のところへそのもの
を移すんだと、そういうことしか考えられないのかなと思っているんですがね。今の課
長の説明では、新たにできたところに、その開発しているところで消火栓を設置、開発
業務の中での消火栓設置してある。それは開発業者がするんだと思うんですがね、その
ことで前にあった部分をなくしてしまうんだということ、移設というのは、ちょっとあ
んまり考えられないんやけど、そうでいいのかな、あまりこだわる必要ないのかなと思
うんやけど。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 移設の場合ですけども、例えば一番直近でしたら、竜田川沿いの県道16
8がございました。あの中に実は消火栓があったわけですが、あれを、歩道を拡幅され
ました。その場合は移設されました。こういう場合が一般的で、ちょっとこういう場合
は一般的な分で移設があります。この予算は移設と修繕が組んでおりますので、修繕い
うのも当然、悪くなるのはありますわね、それを含めて計上いたしておりますので。そ
れで今、道路拡幅の場合が一般的に行われている場合です。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 副町長のでよくわかりました。移設しなければいけないというのはそういう
状態。そういうふうですという。わかりました。もう結構です。

○坂口委員長 ほか。

里川委員。

○里川委員 ちょっと、今さらながらなんですが、教えてほしいんです。

108ページのほうにあります、1点はね、小林ハイツ公園の防災用門扉設置工事、
ここで8万円上がっていますね。こういう、公園に門扉をつけるっていう場合の、一応
公園の、町が持っている公園なのか自治会管理の公園なのかによってこの防災のときの
こういう門扉つけるのやっていったときの費用の負担というのか、この辺の関係ですね。
この今、小林ハイツの公園はどうなっているのか。

それとあわせて、消火栓の設置の工事負担金、その下で出てきているんですが、まあ

まあ金額が上がっているんですが、この消火栓を設置しようと思ったときに、消火栓がこの近辺にないというときに、ここに消火栓がほしいというのが、あるべきじゃないかっていうときに消火栓をつくろうとしたときのシステムっていうんですか、自治会のほうから申請を上げていかなければならないんだらうと思うんですが、費用負担の問題であったり、それは今開発とかがあって、その最初に開発する人がそういうふうにつくっていくとかそんなやつたらいいんですけどね、もう既存の古くからあるところやけれどもそういう消火栓のない、ちょっとここ、近所に消火栓がないねと、1つ、こういう災害が、いろいろな災害があってから消火栓必要なんじゃないかという声もし上がった場合ですね、その辺がちょっと私、そういう例を今まであまり身近になかったものですから、改めてなんですが、ここにちょうど工事、消火栓の設置等工事負担金などというのも上がってますので、その2点について、ちょっとお尋ねをしておきたいなというふうに思うんですが。

○坂口委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 1点目の小林ハイツ公園防災用扉の設置のほうでございます。今回の小林ハイツの集会所の建てられております公園につきまして、町管理の公園でございます。そういったことで、小林ハイツ自治会のほうから災害時にもう一方の方向から扉をつけてほしいということで、町のほうでこのようにフェンスに扉をつけるということで予算計上をさせていただいております。

2点目の消火栓の設置等の工事の負担金でございますが、こちらにつきましては、今回、この内容ですが、自治会のほうから。

通常システムですね。町で設置すべき有効消火栓の範囲というのがあるんですけども、それを超える場合の町で設置すべきところについて、町が予算計上をいたしまして、町が全額負担で消火栓をつけていくということでございます。

○坂口委員長 里川委員。

○里川委員 消火栓の設置については、わかりました。

小林ハイツのほうの門扉の関係ですけど、今、課長の答弁で、町管理の公園で自治会から要望があって町がその門扉をつける。これは、今度逆に町管理でない公園の場合、自治会から要望が上がったときにはどうなるんですか。これも町が、自治会の要望によって町が全額負担して門扉をつけるとかそういうことをやっていただけなのかどうか。その違いがちょっと答弁の中になかったと思うので、教えていただけますか。

○坂口委員長 藤川都市建設部長。

○藤川都市建設部長 今、委員ご質問いただいております町管理でない公園、自治会が例えばお寺とか神社の敷地とかで設置をされている公園等がございますが、基本的には、その公園の施設関係を地元のほうで修繕等していただくに当たりましては、公園の維持・補修に関します補助金を出させていただくという形で対応させていただくのが基本となっています。

○坂口委員長 里川委員。

○里川委員 そうしたら、この防災関係のものであっても、町管理の公園であるか町管理でないのかで町としてはお金の出し方は変わってくると、同じ防災が目的であってもね、そういう違いがあるんだという認識を持っておればいいわけですね。はい、わかりました。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

小野委員。

○小野委員 今の同僚委員のに関連して、ちょっと突っ込んでいこうかなというように。

町管理の公園ということは、総務が管理している公園とか、今、都市建設部長が答弁しているように、私は、町が管理しているというか、公園というものは都市整備課が管理しているんだと、その管轄にあるというふうに認識していますのですね、だから、ちょっと違った意味で言うかもわかりませんがね。仮にそうであったら、なぜ総務関係の、しかも防災用の扉ということでこの消防費に組み入れなければいけないのかなと、そのように思うんですが、その点はどうなんですかね。その門扉をつけるということについては、地元からいろいろやはり防災のためにも、またそこへ入っていくためにもということでのいろいろな話があったんだと思うんですけど、その防災用の扉だから全額負担という形でこれやっつけていかれるということですかね。防災のためのそういう、その利便性を図るための門扉をつけるのに、そういうところの区別ちゅうんですかね、それらはどのようにして説明していかれるんですかね。その点ちょっと。

○坂口委員長 乾総務部長。

○乾総務部長 今回この消防費で上げさせていただいたといいますのは、この防災用ということで災害の対応ということでございますので、通常の公園の管理ということであれば、当然出入り口を設置する場合は公園管理の都市建設部の管轄になるんですけども、今回はこの防災用の扉ということで、既存の入り口はございますんですけど、そこへ回っていただいたら時間がかかるということでございますので、反対側に入り口を設けると避難するにも時間が短縮されるということから、防災用にとということでこれを消防費

のほうで上げさせていただいたということでございます。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 この件については、やはり同僚議員も、いろいろ地元の議員というんですか、いろいろ提案もしておられたと思うんですよ。あくまでもその防災用というてやれば、平生は避難しないためにシャットアウトしているんだということだと思んですが、やはり地元としては利便性という云々の話もあって、そういうことも踏まえてもう1か所そういう扉をあけてほしいというような、それがあったように私は認識しているんです。だから、災害時に非常用に使うためのというよりも、消防費から出してもらったらね、今後の使い方としたら使い勝手が悪いと思うんですよ、地元から考えたら。

だから、しかもそれはね、どこかの個人のところを借りている公園のフェンスだったらね、やはり常に防犯上の問題もあって、常にこう自由に通ってもらうの困るねんという、その所有者のほうから、管理者のほうからそういう要望があるから、防災用として限定してこれはするんだというのやったら、また意味もわかるんですけどね。

ここへ扉をつけてもらいたいというのは、地元から、利便性、その公園へ入るとかその中にある集会場へ入るのにぐるっと回らなあかんと、先ほどもおっしゃっているように。そういうことからこれ、住民のためにもということで予算を組んでいただいて、実行してもらおう。このことに関しては何ら私はもう異議はないねけど、何か小手先だけそれしておいて、もめたときに、これは防災用やから、もう常日ごろはやっぱりしめとかなあかんねんと、通ってもろたらいかんいうて、そういうことになってくるから、それだったら、やってもらうちゅうことなんやったら、私は、都市建設部ですか、そこらで組んでもらっていくほうがいいんじゃないかなということも思っているんですがね。そういう、あまりシビアに考えること要らんのていうねやったらそれはまあそれまでなんやけどね、やはり、そのものができた、同じものができているけど、それは何を目的としているということで予算を組んでいくんやから、そのところの手当ちゅうんか、それはどない認識しといたらよろしいですか。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 今、小野委員おっしゃるように、やっぱり安全と安心を守っていくという姿勢に立った立場というものを十分ご理解いただくということで、こういう点についてはやっぱり今、起こってはならないことがあれですけども、そういう気持ちでやっぱり町としても、安全と安心というひとつでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 町長はそういう答弁でしかできないけども、私はね、予算を組むときに安心と安全ということと、やはり地元の人の中での議論の中で、利便性を図ってほしいというところがあったと思うんです。だからもう、それやったら予算を組むんやったらそちらのほうを優先させていただきたかったなという気持ちがあるんやけどね。だからそこらね、そんなことで困ったことを言うような議員もいないと思うけど、何かのときにね、そこで組んであるやつやから、平生から地元の、地域の人々の利便性のためにいつもあいているんやと、通ってはるねやと。そこのは防災用のやつやからいうて閉めてしまうとかそういうことはしないでほしいなということもあるので、こんな嫌なことを言うてるんやけどね。

これ一応ね、こういう形で防災用の門扉というように限定されたら、こんなん説明だけですよってね、物ができたときにそんなことで書く必要もないやろけど、いや、本来は書かなあかんねんで、ここへ予算出すねから。そやねけど、そういう扱いをしないでほしいなということも込めてね、今確認させてもらいたい。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 先ほど町長ご答弁させていただきました。それはもうそのとおりだと思います。

それと、これ、一般質問のほうがございました。何度か一般質問やっておられまして、担当が総務課、防災ということで総務課が答弁しておりましたので、それを要望を聞くということでここで上げさせていただいておりますけども、一体的に管理するとなったら、フェンス張って、これだけが都市整備課の管理、これだけが総務課ですよというのは非常に住民の方も混乱されますので、やはりそういう予算計上するときには、そこらの横の連絡をきっちりやって、どこできっちりやって管理するか、どこで予算計上するかをやっぱり今後も注意して予算計上していきたいと考えておりますので。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 少なくとも、これは防災用の門扉ですよというような看板は上げないでくださいよ。それだけお願いしておきます。結構です。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

飯高委員。

○飯高委員 108ページの災害対策費の需用費のところ、命のパスポートということで、今回新たに作成していただくんですけども、これについては全戸配布ということで

決まっております。その配布の仕方なんですけども、どういう形で配布されていくのかということをお聞きしたいと思います。

○坂口委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 作成後、広報紙挟み込みをいたしまして、全世帯のほうに配布をしたいというふうに考えております。

○坂口委員長 飯高委員。

○飯高委員 挟み込んでというのは、例えばA4の用紙にこの命のパスポートの内容を書いてあって、その状況の形で配布ということになるんですか。

○坂口委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 今現在考えておりますのは、大きさはA4サイズで、それを広報紙のほうに通常の挟込みと同じように挟み込んで各戸に配布をするというふうに考えております。

○坂口委員長 飯高委員。

○飯高委員 それはそのものだけであって、あとこの説明書きとかなぜそれが必要なのかということは、何か広報に別にこう書いてあって、そういう形になるんですかね。

○坂口委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 広報紙に挟込み時に周知の文書も同じようにつけさせていただきたいというふうに考えております。

○坂口委員長 飯高委員。

○飯高委員 そういう形で配布していただくとは思いますが、よくやっぱり広報に挟んであって、チラシと同様な形でそのままにしてあったりすると、やはりその一時だけの配布で、伝わらなかったらこの意味がないと思いますので、やっぱりその辺は今後見ていただきたいと思います。ただ、やはりこれを、今回1回限りということになるんですかね。その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○坂口委員長 乾総務部長。

○乾総務部長 全所帯に配らせていただくほうは1回目ということでございますけども、当然、紛失したとか、届いていないということがあるかも知れませんので、これはまた随時お渡しをさせていただきます。また、転入に来られる住民さんもおられますので、住民課の窓口にならして、随時渡していきたいというふうに考えております。

○坂口委員長 飯高委員。

○飯高委員 そういう形で、やはり1回だけでは通じない、また、紛失されたとかいうこ

とがありますので、事後においても、やはり広報でこういうのがありますよという形でまた周知願いたいと思います。以上です。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 今に関連してですが、この配布だけしてあって、あとのその人が書き込むのか、いつも携帯しているのかということは、フォローいうのも何もなしですね。

それと、全所帯に行って、どういうものか見てないのであれやけど、やはりこれは1人ずつ、その家族が3人いたら3枚を配布とか、そういうふうになってくるのかな。1枚だけして、啓発しているんだと、こういうふうに持ってくださいと。

私も錦が丘の錦会は会のほうで、これと同じようなものだと思うんですが、情報を持っていてください、それで、私も入っているんやけど何も書いてないんですけどね。そしたら、その錦会の行事のときに、救急車を呼ばなければいけない状態が起きたらしいんです。それでその方持ってなかったからということでちょっと時間がかかったと。無事であったということも添えて、会長がね、ぜひともそういうときに、非常時に、これと同じことだと思うんですよ。そういう情報をわかるように必ず書いてくださいやと、またすぐにそうして老人会で回覧を回されたと。最近のことですけどね。

だから、それと同じようなものを、これ斑鳩町の全所帯に配布されるんですが、何かしただけというか、後のフォローがね、もうちょっと工夫も要るん違うかなと思っているんですけど、まあとりあえず1回出してみるということで、これを作成して配布する費用として34万8千円ですかね。

やっぱり効果が出るようなことも含めてね、フォローていうんですか、こうして予算を新たにこう組んでいくっていうことは、配布するだけでは私は、ちょっと予算を組んでいくのには、費用対効果で大きな話でないけど、それから考えていったら、何かしましたよ、行政としてはもうそうしたんやけどその方が何もしなかったから災害のときにこういうふうになったんですよというようなことにならへんのかなと思いますしね。いろいろなもっとピーアールを、後でフォローしていく用意があるとか、それらもちょっと言うてもうといたほうが、私はいいと思うんですが、その点どうなんですかね。配布だけでももう終わっとくということですかね。

○坂口委員長 乾総務部長。

○乾総務部長 今回、全所帯に配布するという事で予算を計上させていただいたんですけども、当然、今、委員おっしゃるように、これをどういうふうに使っていただけるのかということが当然ございます。今、この予算の中ではそういう形では予算計上させて

いただいておりますけれども、後で、いろいろな機会を通じて、それを利用させていただいているかどうかという確認も、今委員おっしゃっていただいたような形でできるか、どういう方法があるかちょっとあれですけども、検討してですね。また、広報紙等でもこういうのがございますというのを、先ほど委員のほうもおっしゃっていただいたような形で随時啓発していく。そしてまたそれをどういう形で利用させていただいているのかどうかということも確認できるような形でさせていただきたいと思います。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

伴委員。

○伴委員 106 ページの一番上の奈良県広域消防組合負担金、西和消防のときの組合負担金に比べて2,300万ほど上がっているんですが、これは広域化するとき、やっぱりこういうような金額上がっていくような説明、私は受けていたんでしょかね。ちょっとその点どうでしたかな。

○坂口委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 奈良県広域消防組合分担金につきまして、斑鳩町の分が2,270万ほど上がっておるということの理由のほうなんですけども、平成26年度の西和7町の各町が負担いたしますその分担金の総額について、ご説明を申し上げます。

7町の分担金の合計では16億8,121万8千円と、平成25年度は15億5,607万6千円というふうになっておりまして、比較をいたしますと、西和7町の分担金の総額では、1億2,514万2千円の増となっているというふうな状況でございます。

負担金がこのように増額する理由といたしまして、1つ目が、平成25年度予算では、財政調整基金、西和消防の財政調整基金の取崩しを7,500万ほどされております。これによりまして、各町の負担金を抑えられたというふうな理由があります。しかし、西和消防組合が解散され、本年3月31日に財政調整基金が精算されますので、その分各町の負担金が増となるというふうなことがあります。

2つ目なんですけども、広域消防への繰出金として、臨時的な経費が3千万ほどあるというふうなこと。

3つ目に、その新組合の設立に伴い、名称等の変更で450万とか、そういった関係、あと退職手当の負担金の関係とか、あと光熱水費、消費税の増税分等がございまして、それで今回、このように上がるということで聞いております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 私、お聞きしているのは、この広域の、広域化していく消防、広域化していく

というときに、その時点ではなかなかこの数字ははじき出せなかったのか、そのあたりはわかりませんが、議会への説明のときに、こういうようなことになるていうようなこと、ちょっと聞かなかったような気がする。それが1つ。議会への説明がどうあったのか。私の記憶では、なんか同じような感じでいけるような話もあったような気がしているんです。

それともう1点、この今回のこの数字は、今後、今の話でしたら、今回、この26年度予算ではこういう形だけど、今後そういうような、まあ言えば看板とかそういうのはなくなりますわな。これはまた従前の金額みたいになってくるわけですか。

この2点、ちょっとお願いします。

○坂口委員長 乾総務部長。

○乾総務部長 まず、広域化のときにお話しさせていただいた、経費が減っていくという話をさせていただいたと思うんですが、それは全体統合、平成33年の全体統合の時点では、今の、このまま広域化しないでいった分と比較したら減るという説明をさせていただいております。

今のいろいろな、課長説明しました基金の取崩しの件とか、初期投資とかいうのがございますので、平成26年度は、当然、今の要因の中で上がっていくということがございます。

平成33年に向けては、当然、28年には指令本部の統合、平成33年には全体統合ということになってまいりますので、その辺の人件費の関係もございます。人員はこのまま減らしていくと、減らしていくというか、統合することによって総務部門とか指令部門とか、そういうのは統一されますので、その分については減らすけれども、現場要員は逆に増員・増強していくという格好の話でございますので、全体としては、経費としては、経常経費です、これはあくまでも。いろいろな要因がございますので、そういった部分は、各要因はふえることもあるかも知れませんが、基本的には統合する前と統合した後では、比較としては減るという説明を受けております。

それで、27年度につきましては、当然この初期投資の分が要りませんので、そのほかの要因がなければ負担金は減っていくと、27年度の負担金は減るということがございます。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 私がちゃんとそのあたり、説明を受けていたときに認識できてなかったのか、ちょっとそのあたりあれですねけど、結局、ということは、統合したほうが斑鳩町とし

たら将来的な経費はもう安く済むということでもいいわけですね。それをちょっと、明確にお願いします。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 今、一応県がそういう形を申しますけども、これは33年ですから、私はこれは必ずしも絶対減るとかそういうことは相ならんと思います。やっぱりそれは情勢によっては、それは上がっていく場合もあると思います。ただ県は、33年の統一で一応はするということばかりおっしゃるだけであって、我々にとってはやっぱりそれはこれから33年いうたら、今26年ですから、あと7年先ですから、そういうことの情勢というのは、私はやっぱりこの現状を考えたら、私はやっぱり緊急性を要するこういう消防については、やっぱり人員確保もしていかなあきませんから。今何が一番日本の国の問題かという、やっぱり警察官でも全部足りないんです。足りないやつを強化していかなかったら、これに必ずしも皆さん方を守ってくれと言うたかて、なかなか守れません。だから消防も結局私は一緒やと思うんです。仮にここの西和広域消防でも、結局救急車1台雇うのに14人雇うんですよ、1台採用するのに。それだけの人員を確保せないかんわけです。いかにこれからそれを一本化したから、一元化したから人を減らしていきますというよりも、ただ消防長が結局はなくなって、あと消防次長が上へ上がっていくとかそういうことはありますけども、ただやっぱり人員としては確保していかないといかんねから、私はやっぱりこれからの緊急体制を考える中では、やっぱり人を減らすということは、私はこれから大いにやっぱり人を確保していく、こういうことが一番大事ではないかなと。

そういうことを考えますと、私はやっぱり33年の関係等については、必ずしも下がるとかこのままでいくとかいうことには、私は相ならんと思います。もうそういう点については、かなりやっぱりそれは変わってくるケースだと思っています。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 今、町長いろいろお話ししていただいた、これは西和消防の組合のときであっても同じような話やと思いますね。結局やっぱりそれに対して人は必要やと。生命や財産を守るには必要やと。これはわかるんですが、もし選択して、西和消防の組合のままであったときと、今度県のこの広域になった、これに対して斑鳩町としては、この広域に入ったことがプラスと考えておられるかということだけ、ちょっとお聞きしたいんです。

○坂口委員長 乾総務部長。

○乾総務部長 当然、同じ条件でこのまま33年にいきますと、当然負担金は下がってまいりますので。ですから、これは当然メリットがあるということと、あと、広域のスケールメリットっていうのがありますので、その現場の職員の増強ということもありますので、これはもう当然そういったメリットがあるということでこれまでも説明をさせていただいておりますし、そういう形で町のほうもそういうことでなっていくというふう考えております。

○坂口委員長 伴委員。

○伴委員 結構やっぱり住民さんも、これに関してもう身近な問題として非常に関心を皆さん持っておられます。そういうような話があったとき、今総務部長がお答えになった、そういうような話を、それなら今後、聞かれたときには話をしておきます。以上です。

○坂口委員長 ほか。

里川委員。

○里川委員 すみません。私、もう1個だけ聞きたかった。

18ページのほうの災害対策費で、防災情報メールシステム使用料で上げていただいています、これ、ちょっと見させていただく中では、エリアメールを導入するっていうことになっているというふうに書いてあるんですけども。

ごめんなさい、予算の概要書の14ページなんですけれども。町内エリアにいる携帯電話所有者に対して、災害や避難情報をメールで通知するエリアメールを導入しますよってということがここに書かれているんですけども、私、この意味がちょっとよくわからないんですけども、今現在メールが発信されているのは、登録された住民さんのパソコンとか携帯電話なんですよね。それで、それは登録してもらわなあかんと。そやけどエリアメールになったら、そこのエリアにいてはる人、皆さんが持ってはる携帯、というても携帯の会社は幾つかありますし、古い形の携帯電話もあればスマートフォンとかもあるし、これはもう全会社、全機種共通でこういうことがきちっと行われるのかどうかっていうことがね、ちょっと、そんなことできるのかなっていう自分自身の思いもありまして、確認をちょっとさせていただきたいなと思っているんですけど。

○坂口委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 今回導入を考えておりますエリアメールにつきましては、会社なんですけども、ドコモとauとソフトバンクのほうは対応可能ということになっております。

エリアメールにつきましてはご存じのとおり、登録する必要もなく、当町のほうでそれを管理する必要もなく、そのときにそこにいらっしゃる方々に緊急情報を配信できる

というふうなことでございます。

○坂口委員長 里川委員。

○里川委員 もう機種とかも関係なく、全てこの、ドコモ、au、ソフトバンクの会社の携帯をお持ちで斑鳩町にいらっしゃったら、その方たちみんなにそのメールが入るという事で理解しておいてよろしいんでしょうね。

○坂口委員長 乾総務部長。

○乾総務部長 課長が申しました、そのとおりでございます。

○坂口委員長 里川委員。

○里川委員 私ね、なんでそれを確認するかって言うとね、実は、私、ソフトバンクのスマホを持っているんですけども、マナーモードにされていて、12月議会の後の広報委員会やっているときに、みんな持っていますよね。それでみんなマナーモードにしているのに私の携帯だけ鳴ったんですよ。それで、なんでこんなに鳴るのと思って、マナーモードにしてあるののと思ってびっくりして、見たら、川西町で緊急の、何ていうのかな、避難訓練を行うことのメールが入っていたんですよね。それは川西町で行われることなのに、私、ここにおいて、役場の庁舎において、私の携帯だけね、そこには広報委員さんみんなおってんけど、私の携帯の、ソフトバンクのスマホなんですけども、私のところは音が鳴ってそんなんが来たから、私のほうがびっくりしてね、なんでこんなに鳴ったんやと思って。それでほかの人はみんな鳴ってなくて、みんな入ってなかったからね。そういうことがちょっとあったんで、それでこのエリアメールっていうのが本当にどこまで可能なんか、携帯の機種とかにももう関係なく、スマホでなくても今までの、旧来のね、そういう今までの携帯であっても全ての機種にも対応してきちっと入るものなのかどうなのか。何か違いはないんだろうかと、ちょっとその辺、私も懐疑的になりまして、どうだろうと思ったんで、ちょっとお尋ねしたんですけども、今お尋ねしたように、全機種、そして今の3つの会社の携帯であれば、全てにこのエリアメールは可能であると、入るということで認識をさせていただきます。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 今、14ページあけてもうてるのやと思うけど、私も、登録とかそういうものは必要ないんだろうなと。奈良市内、富雄のところ走ってきたときに、地震のことがばあんと入ってね、びっくりしたこともあるんですけどね。だから、私は普通のドコモの、普通の昔からの携帯ですけど、そういうのが入ってくる。そういう類いのものかなと、これ認識したんで、エリアメールてね。今もあれやねけど、この説明の中にね、あ

らかじめ登録された住民のパソコンや携帯電話にメールを配信すると。どこへ登録なつたんですかね。それら、もうちょっと詳しく説明してもらえますか。

○坂口委員長 黒崎総務課長。

○黒崎総務課長 予算の概要の14ページの防災情報メール等の推進の、この、あらかじめ登録された住民のパソコンや携帯電話にというところでございますが、これにつきましては、従来からの防災情報メールのことを書いております。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 というのは、それ登録してある人らには、今までからそのメールを送っていたと。それで、新たに26年度では、町内エリアにいる携帯電話所有者と。そのエリアメールで送ってと。そのエリアメールに送るのに、町内のエリアにおられるよその地域の人らの携帯にも入るちゅうことで、これだけの費用をかけていくということですかね。

そしたらね、先ほどちょっと触れましたけど、私は富雄からこっちへ、斑鳩へ向かっているときに、途中で緊急のメールが入ったんです、地震の。どうもあれはどこから送ってきたのかちゅうのは私はわからなかったけどね。ちょっと誤報みたいな感じでしたけど。だけど、その場合、そういうのは多分斑鳩におられた方にも入っていたんやと思います、この近辺ちゅうことでね、大きな地震というようなことで、入ってきたと思うんです。それがあればもう事足りるようにも思うんやけど、その点どうなんですかね。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 これは全国でどこで起ころうが何が起ころうが、やっぱり自分の関係というのは、やっぱりそら親戚もおればいっぱいおられますから、川西で今おっしゃったように。そらもう当然こういうことをしたほうが、私はやっぱり皆さん方から、何も町内だけというんじゃなしに、やっぱりこういうエリアをしてやっぱりやっていくほうが、私は、その起こったことが仮に、先ほどおっしゃったように、あれ4時50何分に一遍ぱっと出ました。そういう関係で皆の携帯にも入りましたし、ラジオでも、あるいはテレビでも放送しましたから、車は止まってくださいと。しかしそれはなかったということで、いろいろとまた新聞等に載りましたが、そういうこともやっぱりひとつ緊急っていいのか、やっぱりそういうことも、私は起こってはならんですけども、そういうことがあって間違いあったということもありますし、そういうこともございますけども、やっぱり緊急という1つの関係は、もうエリアそういうものを設定をせんとですな、やっぱり仮に町内以外でもやっぱりそういうものを受けてやっていくと。我々も仮に三郷であろうがどこであろうが、やっぱりそういうことを聞いたら、やっぱり町内へ向かって

流れているのに、きょうはどこそこが今、救急車が出ましたよとか、あるいはまたそこで富雄川が落ちましたとか、そういうことはやっぱり絶えず聞きながら職員が対応していくということでございますので、よろしく申し上げます。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 私はそういう意味で言うてるんじゃないです。だから、以前の誤報であった地震のエリア、それはどこからかそのメールを発信しているかわからないんですけど、それ、そういうことがもう既に行われているんだから、斑鳩町でそれと同じようなことをもう一度する、これ全部ですかね、129万7千円ですかね。それする必要あるのかなと。もう既に斑鳩町内とか、それらについては、そういうエリアの中に入った情報が流れてくるんだから、新たに斑鳩町で予算を組んで、そういう契約を導入するために経費を使ってまでする必要はあるのかなということを言うてるんですからね。また別個のものなんですかね。それらのことを教えてください。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 地震の場合でしたら、もう気象庁が一斉に発信されます。ただ、大雨は、斑鳩町内で50ミリ降りました。もうこの川はこれだけの洪水に達しておりますというようなのはどこからも入ってこないです。斑鳩町しか情報発信できませんので、町内にいられる方に、登録以外の方にも発信して、より早く対応していただく。そのためのエリアメールでございますので、よろしく願いいたします。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 そういう説明やったらわかります。だから、あれは気象庁から、地震のときにはこれらによって気象庁から発信しているから、それと同じものでもない。そういう今、副町長も言うてもらえたら、地域的な大雨とかそういう問題ですから、やはり必要、町行政としてこういう予算を組んで導入していこうということで、十分理解できましたので、結構です。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 ないようですので、これをもって第8款消防費に対する質疑を終結いたします。

次に、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について、合わせて説明を求めます。

乾総務部長。

○乾総務部長 それでは、第10款災害復旧費、第11款公債費及び第12款予備費につきまして、合わせてご説明を申し上げます。

失礼して、座って説明させていただきます。

初めに、第10款災害復旧費についてでございます。

一般会計予算書の137ページから138ページをお願いします。

第10款災害復旧費では、災害の発生に伴い、早急に各施設の災害復旧に対応できるよう、名目として1千円を、それぞれの費目に計上をしております。

続きまして、138ページの第11款公債費についてであります。

初めに、第1目元金についてでございます。新年度は、7億9,588万6千円を計上しております。前年度と比較して、300万1千円、0.4%の減額となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で6,311万2千円、その他で2,730万2千円、一般財源で7億547万2千円となっております。

次に、第2目利子では、新年度は、1億4,960万円を計上しております。前年度と比較して、1,218万3千円、7.5%の減額となっております。予算の財源内訳は、国県支出金で131万7千円、一般財源で1億4,828万3千円となっております。

最後に、139ページの第12款予備費についてであります。

不時の支出に備えるため、3千万円を計上をいたしております。

以上で、第10款災害復旧費、第11款公債費及び第12款予備費につきましての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について質疑をお受けいたします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 ないようですので、これをもって第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第10号 平成26年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。

乾総務部長。

○乾総務部長 それでは、議案第10号 平成26年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書の朗読をいたします。

議案第10号

平成26年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成26年3月3日 提出

斑鳩町長 小城 利重

失礼して、座って説明させていただきます。

特別会計の予算書でございますが、35ページをお願いしたいと思います。

予算総則を朗読させていただきます。

平成26年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算

平成26年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,740千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年3月3日 提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、予算書の37ページをお開きいただきたいと思います。

当特別会計予算の概要につきまして、説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算についてでございます。

第1款繰越金として、前年度からの繰越金273万8千円を計上いたしております。

次に、第2款諸収入につきましては、預金利子等で2千円を計上いたしております。

続きまして、38ページの歳出予算でございます。

第1款総務費として、財産区の維持管理に要する費用44万9千円を計上しております。前年度と比較して、30万4千円の増額となっておりますが、これは、2年に一度実施する曝気ポンプ設備の定期点検保守委託料が増額となったためでございます。

次に、第2款予備費として、229万1千円を計上いたしております。

以上で、議案第10号 斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算につきましての説明とさ

せていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○坂口委員長 大字龍田財産区特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

小野委員。

○小野委員 財産区財産ということで、当時の共有地を財産区財産ということで、ため池ですかね、水利権者との協定書ということで、水利権だけはやっぱり確保ということで、ずっとこれきておるわけなんですけどね。今回も2年に1回に曝気ポンプですか、そういう経費がかかってくる。ずっとこのまま、また何年も過ごしていかなければいけないのかなという心配もあるんですがね。

今回、国のほうから、14条地図の作成地域にも入っていますし、財産区財産として町が管理ということで、境界等も明確になってくる。そういう段階でね、やはりそれらのことも考慮して、その協定書のもう一度検討のし直しとか地元水利組合とのそういう前向きなそれをしていくいい機会でもあるのかなと私は思っているんですがね。何か聞くところによれば、水利権というものはもうほとんどないようなこともちらほら聞いていますので、水利を利用している用地ですか、それらもほとんどないようなことも聞いておるんですが、何かやはり、何かをきっかけに、まあ以前には地元とのその、ほかのものに利用されているということからいろいろトラブルもあって、それも一応解決したと。その後、こういう状態がずっと続いているということは、それになってからも大分なると思います。何か前向きな交渉とか、住民のためにやはりこうしてやっていこうという、そういうあれはないんですかね、計画というのは。

○坂口委員長 乾総務部長。

○乾総務部長 この龍田財産区、下司田池の関係でございますけれども、先ほど委員がおっしゃいましたように、今現在水利権ということで、4名の方が水利権を持っておられるという状況の中で、4反の田を賄う水利ということになっておりますけれども、このほとんどの方が田んぼをもう植えておられないという休耕の状態ということでございますので、1軒だけは水耕されているというふうに今、聞いておりますけれども、今後の管理につきましては、当然今、管理費をこういう繰越金で賄っているという状況の中で、あと5年ほどでもうこの繰越金も底をつくということで、非常にこれ、重要な検討課題になるというふうに認識を持っておるところでございます。

仮にこの池を転売するということになりましたら、いろいろな意見も調整していかな

ければならないと思いますし、そういったいろいろな状況の中で、今後5年という期間の中で、早急にやはり対応を考えていかなければならないというふうに考えておりますが、調整にはかなりの時間も要すると思いますので、もう本年度、来年度から、新年度からもうかかっていかなければならないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 そうしたら部長ね、裁判の判決がおりて、その利用者に立ち退いてもらったと。それでこういう状態になって、26年度ですか、26年度で何年。何年前でしたかね。私としてはね、もうその時点でそういうことも一緒に解決していかなければいけないと、そのように思っていたんですがね。

何年にそしたら、今まで利用されていて、裁判の判決おりて、それから、その解決金というんですか、それも支払いさせてもらって、これのベースになっている金額、弁護士費用も払わせてもらってと。こういう形になって、その管理費がこれぐらいの金額でずっときたけど、何年前からなんですか。

○坂口委員長 乾総務部長。

○乾総務部長 すみません。申しわけないです。ちょっと年度はちょっと覚えておりません。申しわけないです。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 だからね、もう5年ほどでこの金がなくなると、当時からもうそれはわかっているんですよ。

それとね、私ちょっと言いましたけどね、58年かそれぐらいにいろいろ、それも裁判に関係してのね、水利組合との協定書を作成しているんです。その内容の吟味というのがね、その考え方があやふやだったからああいう、こちらから裁判打たんなんようなことにもなったんです。あやふややったから、水利権だけはその水利組合に渡しているけど、そのそこから転貸しして、いろいろ住民、付近住民にも迷惑かかっていた。それがかかってきて何年かたっているんですよ、あれ。それで最終的にこちらから裁判をした。また、裁判も何年かかかっています。それでやっとまあ解決したと。

そうしたら、そのときに、やはりそのときの協定書をもって水利組合は水利権を主張しているから、自分のものやというまだ感覚でいてたんですよ、自分たちのもんやと。だから自分たちのものをその個人に貸して、その用途と違うもの、養魚とか。水利権はその水利組合にあるんですよ、協定書では。だけど、そういう釣堀に貸すとか、そうい

うことは水利組合としてはできないことをあえてやっていたんですよ。

だから、それらの整理も含めて、その裁判も、そういう意味での町から裁判を打って行って、判決もおりた。その解決金というのもそのときから出しているし、それで経費何とか残った。だから、そんなんいつも毎年これでこうして減っていきますね。誰か委員がそれを追求したら、いやもう逆算したら5年先とか部長言っておられる。計算はしていないけどね。だから何とかせなあかんと。

水利組合の役員さんも替わって行ってはりますよ。だから、そういうときにはやっぱりスピーディにやらなければ、5年なんてすぐたちますよ。もうほんま性根を入れてね、斑鳩町の住民のためにといいことね、やはり交渉してもらいたい。それで解決というかね。

あのときもね、境界のことでもいろいろなことがトラブルあったんですよ。そうしたら、その境界をするのは、その又貸しされている、又借りちゅうんか、又貸ししているいうんか。斑鳩町、龍田財産区財産なんですよ、法人は。それは誰やねんていうことになったら、斑鳩町がそれをやっている。

私は、議選の監査委員している時分に、この会計もまた再び起こしてもらったんです。そういう斑鳩町としてはしなければいけない、議会に対して説明しなければいけない会計があるということね。

それからいろいろなことが、いきさつがあって、今の形になっている。それが今わからないという。ちょっと私は、その辺の取り組みに対してね、姿勢がね、私は弱いんじゃないかなと、そのように思います。

○坂口委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 すみません。龍田財産区のこれまでの、特別会計として至るまでの経緯なんですけども、これは10年の12月の議会におきまして、龍田財産区の適正な利用を図るための特別会計の条例を設置させていただきまして、平成11年度予算から斑鳩町が予算を計上させていただいて、取り組んでいるところでございます。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 だから、私が7年8年と議選の監査委員をさせてもらって、そのときに提案させてもらっていたと思います。それでまあ、そういうぐあいにして条例化してということだと思います。

結局、裁判をした、その目的外の使用をしているということで。また、住民からいろいろトラブルのことで苦情も出ていた。それでいろいろ交渉した。だけど、うまくらち

があかないということで裁判打っている。裁判して何年かたっている。それで、その解決したのはいつかわかりませんか。

まあ、もうそのいつだったという、振り返ってもしょうがないからね。それからも相当の期間がたっていると私は認識をしている。だから、そのときには戻れないんですからね。だから今、部長が、あと5年ていうことで、来年度からでもまたきちっと交渉していかなければいけないという思いを言うてもらったので、ほんまにやってください。そんなもの5年というたら、もうすぐですよ。だから、きちっとした。

今度は水利組合ですやん、地元の水利組合だけですやん。そここのところ解決したらよろしいんです。その水利権の問題ですよ。協定書に書いてある下司田の水利権は地元の水利組合にあるという。その文書をどういう形で書かれてあるのか。協定書が残っているはずですよ。それらをもう一度いろいろ吟味してね、積極的に交渉してもらいたい。そのように思うんですが。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 まず、質問者もご存じでおられるように、当然、池については水利権がございます。それで解決、あの裁判のときには、又貸人については出ていってくださいよという裁判でございました。それについては、和解金として1千数百万円払っております。復習しますと、そのときのお金がないから、当然町が財産区財産の土地を買ってそれを捻出したと。当然。

それで次に、この特別会計、お金がなくなってきたらどうするか。これはもうあの土地を売るか、第三者に売るか町が買うしかないわけです。そのときに、その水利権を幾らで交渉するか。そのときに、水利権者がうちは絶対に水利権は放しませんよと言わはったときには、これやっぱり絶対あかんわけです。どこでも一緒です。

例えばもう例出して悪いけど、あの例ちゃいます。例えば河川、漁業権あります、昔からの魚を取っておられる。これは、漁業は廃止しておられてもその方には漁業権残っているわけです。

それで今の場合は、田が残っておれば水利権が発生、当然ございます、質問者知っておられるように。それで、ここで交渉するわけで、もう全部放棄してくださいよとなったら、あの土地は全部第三者に売るか町が買うか、どちらかです。この交渉を以前からせいと言われておりましたけども、ただ、買うとなったらそれなりの費用も発生してまいります。

次に、水利権何ぼ補償するか。これはもう各市町村、売値の5割、6割、7割から2

割、3割、ものすごく差があるんです、これはもう交渉事ですので。恐らくもめたら裁判になってこようかと思えますけども、そこらは難しい面があるので、今までは、必要などときには土地を切り売りしてきた、そういう経緯できております。

それを今、これ何とかせいと言っておられますので、それは田、何ぼかは水利権残っておられますけど、そこは今部長が話ししたように、それはもう放棄するなら放棄して、宅地へ転用してもうたらこれはなくなりますから、それはもう交渉はさせていただきますけども、以前からも地元の水利組合から、これに将来的にどうするか話ありました。その根底にあるのはね、何ぼ金くれるんかです、もうぶっちゃけた話ししたら。ですから、話になかなか乗っていけない状況があったわけなんです。

それで、最後の土地なくなったらこんな、水利権なくなりますからね。地元で水利権放棄の金を払わんでも、もう町のものになると。こんな状況にもなると。それならどんどん売ってきたら自分らの水利権なくなってくるわけです。

例えばあの池の、今、堤防だけ役場ですわね。あの池の、例えば半分町のものにしますでしょ。そうしたらその半分は当然水利権がなくなる。池違いますので。そうしたら、あの人らの水利権は半分になってきます。それで、次、金なくなりました。そうしたら残りまた町が買いますよと。水利権なくなってきましたやろ。だんだんなくなってきたら、水利権は補償を払わんでも、役場の金になると。それをどうするか。それでまた地元はどう考えておられるか。これはもう今乾部長言われたように、申しましたように、これはもう話をちょっとさせていただくように努力はしたいと思えます。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 水利権というのは、きちっとした慣習でできてある水利権なんですね、昔からのね。共有地のため池の水利権。だから、今副町長言うように、その金額はわからない。はっきり言うてどれだけの、何平米やから何ぼとか何立米あるから何ぼだとか、それはわからないんです。

それでね、私は先ほどから言っていますけど、そういう協定書を結んであの池に対してのいろいろな。当時の、前町長の吉田弥四郎さんも裁判を打たれたんです、逆にね。それで地元の水利組合も困ってそれをやってきて、その中での財産区財産の設立なんです。その設立するために書いてある協定書なんです。

それとね、そら何ぼくれるの言われたら、もう裁判でもやったらよろしいですよ。あのおときも出ていってもらうのにどうのこうの、立退料何ぼとられるでとかいろいろなことで議会でも何やかやといろいろな話が飛んだんですよ。もうそんなややこしい話は裁

判打とうことでね、裁判を打ってもらったんですよ。そうしたらやっぱり、そういう司法のところで解決金というものはこうだということで、先方にもその判決で納得してもらうて、その判決がおりたちゅうことで。

だからね、こちらでいろいろな想定するよりね、はっきりやったらええ、もう裁判打ってもよろしいんですよ。その水利権のことで何ぼと言われたら、お宅何ぼ入れるんですかと。そのことをつかまえてこれだけのことを言われています。そうしたら裁判で打っていったね、今までその水利権を第三者に貸してしまっていたんですよ、水利権以外のものを。それで水利組合としては収益を得ているんですよ。それをこちらでフォローして補っていているわけなんです。そういうことをずらっと並べていったね、はっきりさせたほうが、私はもう解決するのがいいと。

今副町長は、何かちょっと私は理解しにくいんですがね、またゆっくり教えてもらいたいと思うねけど。その土地を何ぼ買った、そこの部分の水利権が減っていくから、最終的にはそれでっていうから。その土地を売れるんだったら、水利権はついてても。水利権でこれ登記してませんけど、それがつけたままで売れる、売れることは売れるんですよ。だから、その協定書にある水利権については、交渉事っていうことになるんです。だけど、交渉っていうことは、こちらが住民のために、やはりあれをどうかせないかんと。今までかかっている経費についてもどうかせないかんとという気持ちがあったら、理解してもらうのが難しかったら、もう裁判打ったらよろしいんです。

今のところそれだけは話しといてね、やはり早急にボールを投げてもらいたい。今までこう言われるやろからこうやったとか、実際問題そうしたらそういうことについて話の場へ出てもらったんですか。それはどういう状態で、どういう話を協議されたんですか。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 今どういう状態と言われて、僕、お答えしますけども、企画財政課長ないしは総務部長のとき、相手方の水利組合長のほうから、あの土地をもう何とかしたいんやという話はございまして、いろいろそのときには話をさせていただきました。

それで、そのときにはまだ裁判中でした。裁判が終わった後も、来られて話ししましたが、そうしたら、中でもまだ、自分たちだけでも、そのとき5人おられたと思いますが、その中でも意見は割れておりましたので、そうしたらあの土地、将来どう町としては描いているんやと。どう描いているよりも、まず、あなたたち水利権をどうしたいんやと。先そっち解決してくださいと、そういうボールを逆に返しておって、今日

まで来ておると、そういう状況です。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 ちょうどそれなら企画財政におられた、課長でおられたんですね。その後総務部長。だから、そういういろいろな話の中の中心におられたということですし、今、副町長説明されたように、その裁判のときにもそういう話があって、それからそれが終結した段階でということで、私もそのうちの1人やからね、はっきり言われたんですよ。小野さんはよそから来ているから知らんのやっ。公の場所ちゅうか、ほとんど公の場所ですよ。それで、あの土地はうちの自分らのもんやと言いつたんですよ。私は、気が短いほうじゃないけど、何をばかげたこと言うてるんやいうて、もう一喝した。それだけね、物事の認識ができていない、言葉は悪いですけどね、厚かましい組合員もおったんですよ。今、その人らもどういうポジションにおられるのか知りませんがね。だから、やはり一筋縄でいかないとは私は思っています、何とかしようと思ったら。

だけど、こういう機会、私が言い出したことで、そういう機会をとらまえて何とかまたアクションを起こしてもらっておきたい。このまますっとしておいたらまだそのまま済むことですけどね、先ほど部長言うように、この今の二百何万かな、270、最初はこれ500万ぐらいの金があったんだと認識しているんですけどね、条例でなにしたときに。最初にこの会計を出して、だから、それらでこうして減っていくんだからね、ちょうどいい機会です。また来年度に向けて、担当課が財政課になると思いますので、課長、頑張ってください。以上です。

○坂口委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 ないようですので、大字龍田財産区特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

これをもって、総務部・会計室所管に係る予算についての審査を終わります。

理事者入替えもごさいますので、14時45分まで休憩いたします。

(午後 2時24分 休憩)

(午前 2時45分 再開)

○坂口委員長 それでは、再開いたします。

それでは、住民生活部所管に係る予算審査を行います。

まず初めに、一般会計歳出の第2款総務費について説明を求めます。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 それでは、第2款総務費のうち、住民生活部が所管いたします予算の概要につきまして、説明申しあげます。

失礼して、座って説明をさせていただきます。

それでは、予算書の41ページをお開きいただきたいと思います。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費のうち、第13節委託料におきまして、住民課所管の無料法律相談委託料といたしまして、その必要経費141万5千円を計上しております。

次に、48ページをお開きいただきたいと思います。

第1項総務管理費、第8目交通安全対策費でございます。このうち、自転車等の放置防止に関する事業につきまして環境対策課が所管しているところではありますが、その予算額につきましては、第11節需用費のうち1万1千円を、また、第13節委託料47万8千円、合わせて48万9千円を計上しております。引き続き、JR法隆寺駅周辺の放置禁止区域内におきまして放置防止指導員を配置して、町民の良好な生活環境を確保し町の美観を維持するとともに町民生活の安全の保持を図ることとしております。

次に、48ページから49ページの第9目自転車等駐車場運営費でございます。新年度は、1,159万4千円を計上しており、前年度と比較いたしまして、8万1千円、0.7%の減となっております。予算の財源内訳は、全てその他の特定財源でございます。

次に、53ページから54ページの第3項戸籍住民基本台帳費についてでございます。

第1目戸籍住民基本台帳費で、新年度は、5,523万2千円を計上しておりまして、前年度と比較して、21万1千円、0.4%の減となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で796万6千円、その他の特定財源で1,087万7千円、一般財源で3,638万9千円となっております。主な予算の内容につきましては、住民記録や戸籍システム等の機器の委託料420万5千円に加え、社会保障・税番号制度の導入に係る住民基本台帳システム改修業務委託料として777万6千円、また、電算ソフト等の使用料及び賃借料で1,243万7千円などとなっております。

窓口業務の遂行に当たりましては、個人情報取扱いに細心の注意を払うとともに、本人確認を行うなど、虚偽申請の防止に努めているところでございます。

また、町の施設であります西公民館、東公民館、生き生きプラザ斑鳩の3施設で行っております住民票の写し等の交付について、住民の皆さまの利便性を図るため、引き続き実施してまいります。

以上、第2款総務費のうち、住民生活部の所管に係ります予算の説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりましたので、第2款総務費について質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 今、説明のありました、49ページ、駐輪場の件ね、一番上でした、委託料払っていただいています。この間ですね、法隆寺駅の改修から駐輪場のほうもかわってきたという状況もありますけれども、現在の駐輪場の、委託されて、何人体制、そして委託している状況ですね、時間給であったり、それでその身体障害者協会の方が何人で体制でやっただいていてとか、その辺のところ、それと現在の台数ですね、これ金額だけ出ていますけど、ちょっと台数的なものとお尋ねしておきたいというふうに思います。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 現在、JR法隆寺駅北口自転車等駐車場には、斑鳩町身体障害者福祉協会に運営の一部を委託をしております、現在、会員9名がローテーションを組んで従事をしていただいているところであります。

委託料につきましては、委託料の積算につきましては、時間単価を750円に設定し、8時間勤務で1日当たり5名、事務所が2か所ございますので、8時間ずつで2名で4名。そして、朝夕各4時間ずつ、非常に繁忙の時間帯でございますので、1人増員をいたしまして整理に当たっているということから、1日5名の従事者で積算をしております。また、業務終了後、日報の作成あるいは夜間金庫への入金のため、1名分、30分の時間給を委託料に上乘せしているところであります。

次に、台数につきましては、1月末現在で、25,199台が利用されております。

3月末の見込みで3万台前後になる見込みをしております。昨年と比較をいたしますと、約9千台減少する見込みであります。

○坂口委員長 里川委員。

○里川委員 減るのは、それはもちろん仕方がないことですが、これにつきまして、時間給についてはもうこれ、以前からずっと変わらずに750円ということで、もうこれずっときているんですかね。

それで、身体障害者福祉協会のほうは、この新しい年度についても、この今までどおりの時間給で結構ですということで、そういうきちっとした話し合っているのは、毎年

こういう話し合いみたいな、きちっとした契約みたいなのをされているのかどうか、その辺も確認させてほしいと思うんですが。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 現委託料の時間単価にいたしましたのは、平成18年度からでございます。毎年、契約書を交わしておりますので、その金額で毎年合意をいただいているところであります。

○坂口委員長 里川委員。

○里川委員 18年度の前は幾らでしたかね、時間給。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 時間給、790円で契約をしておりました。

○坂口委員長 里川委員。

○里川委員 そうでしたよね。確か、時間給下げたと私は思っているんですけども、そのころですね、斑鳩町の臨時職員さんの時間給なんかも下げたりしてきた経過があったんです。そやけど、それは下げたらいかんということで、私ら臨時職員さんの時間給であったりお給料の問題なんかで、待遇が悪いのは問題だということで、いろいろな議員がいろいろな形、いろいろな機会を捉えて言ってきたと思うんですね。

ある程度、臨時職員さんのほうのも回復をしてきて、少しずつまた上げてきていただいているというような状況もございますが、身体障害者の皆さんも、働ける状態にある方はぜひとも頑張っておいて、何とか自立の道を探りながら頑張っておいていただいているのではないかなというふうには思っているんですけども、こういう点についてもですよ、身体障害者の協会の方のほうからそういう要望があったのかなかったのか。もう少し何とかならないだろうかという相談があったのかなかったのか。

町のほうは、今後も750円から上げるつもりっていうのはもう一切ないのかどうか。この辺ちょっと、再度確認をさせていただきたいと思います。

○坂口委員長 小城町長。

○小城町長 身体障害者福祉協会、この責任を持っておられる方がちょっと入院されて、いろいろと関係ありますから、一時的にはシルバー人材からも来ていただいている経緯もございます。そういう中で、私はやっぱり身体障害者として、これだけの雇用をしていただいたことは喜んでおられることは事実です。

ただ、それは誰でも一緒に、それは臨時の時間給を上げてほしいことはもう事実のことで、ただそういう中で、我々はやっぱりこの連合の関係でも、この北和地域で平均7

50円ということをおっしゃってますし、我々会合等行ったらですね。ただ、今、最低賃金が698円から710何ぼまで上がってまいりましたから、私のほうも26年度は、一般の関係等については830円という形をとらせていただいた。また、いずれにいたしましても、この身体障害者福祉協会にとっても、この26年度は750円ですけども、26年、27年、やっぱり最低賃金等考える中では、そういうことも踏まえて、そういうことの関係等については努力をいただいているんですから、やっぱり町にとっては還元をしてあげることが大事であろうと思っております。

○坂口委員長 里川委員。

○里川委員 まさしく、今、町長おっしゃられたように、ここはね、収入がまあまあ結構あるところなんですよ。ですから、そうやって入が結構な額であるところですのでね、そういう点からも、そして物価は上がる、消費税も上がる。でも年金で何か知らんけど下がる一方という形の中で、皆さんやっぱり大変な思いをしながらも、体が不自由な所があっても頑張っておられるのであれば、できるだけそういう最低賃金であったり、いろいろな現状を見ながら、今町長がおっしゃった方向でまた見ていっていただけたらなというふうに思っております。

それともう1点ですね、54ページのところで説明がありました、住民基本台帳システム番号制ですね、これにまた対応するのに改修していかんとあかんのやということで、これも大きな金額です。

朝から私は、内訳ですね、全額国庫補助でやれるというふうに聞いているけれどもということで、内訳も尋ねさせていただいたんで、大体それはわかったんですが、あと1点ですね、情報管理とかも気をつけますということももう事前に部長おっしゃっていただいたのでいいのですが、私、ここでちょっと確認をしておきたいのが、今、住基カード出ていますよね。住基カード出ていて、パゴちゃんカード出ている中で、今度このシステムになったときに、今出ている住基カードを生かしていくという形になるのか、そのパゴちゃんカードもこういうふうに変わっていくけれどどうするのかとか、その辺の見通しについて、町がどんなふう考えてはるのかだけね、ちょっとこれは確認させていただいておきたいなというふうに思っているのですが。

○坂口委員長 清水住民課長。

○清水住民課長 今、住基カードでございますねけども、今、住基カードを発行しますと10年間使用できますんですけども、そして新しく番号制になりますと、個人番号カードというのが発行になります。それにつきましても、住基カードは10年間はそのまま

使えます。

もしも、希望があれば、途中で切りかえもできますので、いけます。

あと、パゴちゃんカードでございますねけども、それは今一応、番号カードができま
すと、そこへパゴちゃんカードをやめてそちらのほうに、個人カードのほうに1つにし
ようかなという考えは持っております。以上です。

○坂口委員長 里川委員。

○里川委員 いや、私イメージしてたんとちゃうかった。住基カードはじゃあ、住基カー
ドで独立して別なんです。個人カードっていうのが新たにできてくるんです。それ
で、パゴちゃんカードをその個人カードのほうにひっつけて、まあ3枚持つというよ
うなことがないようにしようという考えで、せやけどやっぱり2枚は持たなあかんとい
う、そういう形になるということよろしいんですか。

それと、住基カードとパゴちゃんカードの現在発行数みたいな、発行総数みたいな
わかれば、ちょっと教えてほしいんですけれど。

○坂口委員長 清水住民課長。

○清水住民課長 住基カードとパゴちゃんカードにつきましては、住基カードにつ
きましては、26年2月末で1,012枚が発行されております。

パゴちゃんカードはちょっと今わかりませんので。

○坂口委員長 里川委員。

○里川委員 今、数字聞いてちょっとびっくりしてんけど、住基カード、たった1,01
2枚しか発行。まあ鳴り物入りでえらいこれもお金をかけてつくったけど結局そんな
ことなんですけど、それとは別に住基カードがその番号カードと一緒にならへんてい
うところが、私も今、むっちゃ不思議な気がして、何か効率の悪いことをするの
にまたこれ何千万もかけてやるねんと思うて、ちょっと今びっくりしているよ
うな状況なんです。経費の節減とかおっしゃる割にはこんな経費重複して、
しかも費用対効果で言うたら、どうなんですかね、人口28,500あって1,012
枚しか、住基カードね、もうこの間、何年たちましたかね、これ発行できて
いない。

番号カードについても、どんなふうにかこれ変えていって、番号カードど
んなふうに住民さんに周知したりやっていこうと思うてはるのか、その辺もあ
わせて、ちょっとついでやから聞かせておいてもらおうかな。

○坂口委員長 清水住民課長。

○清水住民課長 今、県のほうの説明がありまして、国とかの説明あるん
ですけども、一

応今のところは手数料というのが、住民カードの手数料でございますねんけど、ちょっと今はっきりとは決まっておられません。発行しますのは28年の1月からということになりますので、そこまでにはどういう回答、500円要るのかそれとも無料でできるのかというのも出てまいると思いますので、ちょっとまだそこまではわかりませんので。

○坂口委員長 里川委員。

○里川委員 はい、わかりました。まだ、その細かい点についてはわからないというところまではわかりましたが、私自身は非常に住基カードのときもものすごい経費をかけて、その割にあまり使っていただけていない。さらにまたこういうことになって、これもものすごいお金かけているけれども、本当に効率的な行政運営というふうな言い方ができるものになるのかどうか。住民さんの不安ばかりが募るような施策ではないのかなと、ちょっと心配をしているという意見だけ申し述べておきます。

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

小野委員。

○小野委員 49ページの駐輪場の件なんですがね。今、同僚委員の質問で課長から、今年度の見込みとして9千台ですか、減少する見込みやと。それで、毎年3万台前後やけど、9千台ということは3分の1ちゅうか4分の1になるのかな、逆に。

確か、本会議初日の監査委員さんの定期監査の報告の中でもね、ちょっと触れておられたような。今、ちょっとしっかりした文章は忘れたんですけどね。何か民間の駐輪場が開設されたことによりこの町営のこれの台数が減っていつているというような分析ていうんですかね、定期監査でそういう形で担当課で説明しておられるから、そういう認識になりますわね。

どっちみち、福祉施策の1つとしてこういうぐあいにしておられると。だけど、民間のほうへ流れていく要素というんですかね。利用者にとってみたら、どの辺にできてあるのかも私は認識してないんですけどね、この駐輪場の、町営の駐輪場よりその新しくできた民間のほうへ流れていく、9千台ほど、ストレートに考えてですよ、流れていくというのは、何か、どのように分析されているのか、ちょっと。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 民間の駐輪場、北口のJR法隆寺駅から西に約50メートルのマンションの1階に、無人の駐輪場を24年の1月に設置をされています。施錠をして、支払いも自動交付機で行って、24時間営業ということで、当町の場合は、朝6時から夜の10時まで、だから10時以降帰られる方については、その民間の駐輪場へ流れたも

のというふうに分析をしております。

1台当たりの使用料につきましては100円と同じなんですけども、より近い場所に、セキュリティーのいい所にとめられているというふうに分析をしているところです。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 以前に、一時ちょっと遅なって帰ってきた人が駐輪場から出すのにいろいろ苦労したとかいう、そんなことも話にもなりましたしね。そうしたら、今後、そちらへ流れていく可能性というのは多いと思うねけど、それが今の限度なのかなと思う、それもわかるんやけど、そうしたら、福祉施策の1つですからということですが、その身体障害者福祉協会ですかね、そこへ委託して、そのサイクルを先ほどちょっと聞き漏らしたけど、何人が担当してどうのこうのていう細かい説明をしてもうてましたけど、それも台数少なくなったからちょっとその人数減らすというような工夫も考えんことないのかなと思うんですがね。その点は、どうなんですかね。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 民間の駐輪場につきましては、収納台数が88台で、ほぼ今100%で稼働している状態なので、もうこれ以上当町の駐輪場が減少するというのは、今一番底ではないかなというふうに考えているところであります。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 え、88台のそれができて、今年度ちゅうんですか、25年度は9千台という、どういう計算したらよろしいんですか。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 一度に88台で、入れ替えが当然ございますので、例えば朝出ていって夕方帰ってこられる、夕方とめられて朝までとめられるという方がおられますので、延べ台数で9千台減る見込みだということでご理解をいただきたいと思います。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 その点はわかりました。そうしたところで、そうしたら、町営の駐輪場の取り扱っている台数はなんぼかは減っていつている。それが今の88台のスペースだから、88台しか入っていないという考え方でよろしいんですかね。

○坂口委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 当然、お勤めをおやめになって、駅を利用される方も若干少なくなってきたと思うんですけども、今の影響があるのは、その民間の新しい駐輪場ができて影響があるというふうに見込んでいるところであります。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 ちょっと質問の仕方を変えます。今、昨年度ちゅうか、その前ですかね、25, 199台、年間。それだけ取り扱ったという説明があったと思うねけどね、それで今年度はこれはちょっとどちら、どういう表現かなと、いつも3万台前後ですと、それで9千台少なくなる見込みですということ言うてもらっていたし、代表監査委員がね、監査委員が定期監査のときに今の民間のほうでできたからこれは減っていつているということで、いろいろこれらの運用の仕方もあるん違うかなという意味で説明されたように私は理解しているんです。

だから、その台数が減っていく、これから減ったということに対しては、何もそこまでする必要ない、それは先ほどからも言っていますが、福祉施策の1つやからいいじゃないかと。まだ余裕、余裕ちゅうか財政的ないろいろなこともあるし、先ほどの同僚委員は単価面をどうのこうのということをおっしゃったけど、私は事業としてね、それはやはり町のやっていく事業としていろいろ検討しておく必要もあるんじゃないかなということで質問させてもろてますねんけどね。それはもう別段微々たるもの、台数減っていくちゅうことに対して監査委員が説明しておられたいうことに、私は何ら処置をする必要ないのかなと。監査委員さんのことですから、これらにかかっていく経費と、それから施策の中の一環としてやっぱり考えていくときと違いますかということで、ああいう定期監査のほうで出しておられたようにも思いますので、それらについては、あまり認識しなくてもいいということなんですかね。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 監査委員さんの結果報告ですけども、このここではご指摘ではなくて、使用料と手数料の状況、去年との比較の12月末現在の状況を言われております。その中で、駐輪場は116万5千円減りましたよと。その理由としては、北口に民間ができたことですよと言っておられる。あと、それ以外にも触れられております。あと、町営住宅の家賃とかあるんですけども、あと、次の意見のところには、この分についてはございまして、あくまでここはあった事実だけを述べておられて、次の意見としては、この分については触れてはおられないという文章構成になっております。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 今、副町長は、その数字をこうして報告しています、定期監査の結果を報告しています。その数字を報告するというのは、議会で報告してあるんです。議会人としてはその報告に基づいて、こういうことを私は定期監査で聞いていますということで、

一応問題意識を持ってください、これからのこともありますのでということで、そういう数字、こういうぐあいにして、何月何日から定期監査の資料に基づいてこうやりました。それでこの部分についてはこれだけ減っています。確かそこで、新しい民間のができたというようなことも書いてあったと思うんです、ちょっと持ってこなかったからね、申しわけないけど。そういうものだから、いや、これ、ただ報告してあるだけですもんということは、それは民間人に報告しはったんと議会人に言いはったんと違いますから、やはりちょっとどういうぐあいに執行部としては認識していますかということですのでね。これはどうかせいということで意見のまとめとして言うておられないから素通りしていてもいいねんという問題では、私はないと思います。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 この、今、歳入の状況の中で、それ以外の国庫補助金はこうこういう理由で減少していますと、こういう事実だけ述べておられるんですわ。今ここでは、観光自動車駐車場も修学旅行の多様化で減っていますよと。その前段が、その手数料使用料が全体から減った理由をまず述べておられるんです。次に、問題となるところについてはこうこうですよという指摘をされております。そのご指摘の中には入っておらない。ですから、全体的に使用料が減りましたよと、この理由はこれだけですよと、それでその減った中でもこれとこれとこいつは問題がありますよという構成立てになっておられて、その中にはこれが入っておらないということでございます。

○坂口委員長 小野委員。

○小野委員 だからそれがね、民間の人にと行政の人だけにそうして報告してある。そうしたら何のために定期監査の報告ということを経営が受けているんですか。議事日程として入れて、その中にその数字も全部報告してもらおうんです。それを私らは報告を受けているんですよ。だから、議会としてね、議会人として、こういうこともわかっているんだったら、今後このことについて、監査委員から、こういうぐあいにしやなあきませんよ、ああいうぐあいにしやなあきませんよというのは、当然、執行部としては、それをどういうぐあいにしますということはせんあかんのですよ。

せやけど議会で、その定期監査、自治法に基づく定期監査があつて、それを議会が議事日程を取って文書をもって出席を願うて、それで議会へ報告されたことなんですよ、事実関係なんですよ。そうしたら議会人としては、このことをつかまえて、また今の質問の中で幾ら減っていると。そのことについて、どういうぐあいにこれから考えていくのか、どういうぐあいにしてやろうか。ただ報告を受けただけやから知らん顔でそのま

ま過ぎすんかということも含めてね、いやもうこれはしゃあないことです。だから私は何回も、この委託先が身体障害者福祉協会だということもわかっています。だから、福祉施策の1つとして、これはもうこのままでいかなければいけないねんという考え方を言うてくれはるのやったら言うてくれはったらええ。ただ、そんなん報告で、事実関係を報告してあるだけのことで、こういう予算委員会の中で質問するということはおかしいん違いますかと、そんなようなニュアンスで私は聞こえてくるんです。今の答弁では。

○坂口委員長 池田副町長。

○池田副町長 この駐輪場は、まず、福祉施策でやっておるのは、身体障害者福祉協会へ委託しているのは福祉施策でやっております。それで、そのこのままやっていくのかどうかというのは、福祉施策として言うておられるのか、駐輪場はもともと放置自転車対策として始めたわけなんですわ。ですから、この放置自転車対策を今のままやっていく、この駐輪場自体は放置自転車対策でやりましたので、それは今のままでやっていくのかという議論はあると思うんですわ。ただ、これはなくしたときに、また放置自転車がわっとふえてきますので、当然ながらこの駐輪場は必要だと考えております。9千台減りました。1日に直しますと約24台なんですわ。北口で88台ですから、当然そのうちの何人かは減って、24台減っているという事実があるんです。それは北口ができた理由ですよと監査委員さん言うておられるんです。それで駐輪場は当然ながら、駅周辺の景観対策、また環境対策から駐輪場は今までどおりやっていきたいと。そして、その委託につきましても、当然、身体障害者の方々の支援という面からも引き続きやっていきたいと、このようには考えておるわけです。

(「もうええわ」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○坂口委員長 ないようですので、これをもって第2款総務費に対する質疑を終結いたします。

次に、第3款民生費について説明を求めます。

植村住民生活部長。

○植村住民生活部長 それでは、第3款民生費につきまして、ご説明申し上げます。

失礼して、座って説明をさせていただきます。

まず、民生費につきましては、新年度は、27億3,294万円を計上しております

て、前年度予算額と比較いたしまして、1億66万1千円、3.8%の増となっております。

それでは、科目ごとに説明申しあげます。

まず、57ページから59ページにかけての第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費でございます。新年度予算は3億6,394万6千円を計上しており、前年度と比較して、1,742万2千円、5.0%の増となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で9,770万5千円、その他の特定財源で36万8千円、一般財源で2億6,587万3千円となっております。この目の主な内容は、職員に係ります人件費のほか、社会福祉団体への補助金や国民健康保険事業特別会計への繰出金でございます。

第19節負担金補助及び交付金では、遺族会や保護司会、民生児童委員協議会等の活動に対する補助金のほか、町社会福祉協議会に対し4,880万円の補助を行うことといたしております。

また、59ページの第28節繰出金では、国民健康保険事業特別会計に対する繰出金といたしまして、基盤安定繰出金、職員給与費等繰出金、出産育児一時金繰出金、財政安定化支援事業繰出金などの制度上の負担割合に応じて支出する法定繰出金1億9,390万円のほか、その他一般会計繰出金として、平成24年度における介護納付金に係る赤字分を支援する法定外繰出金2,759万円、あわせて2億2,149万円を計上しております。

次に、59ページ、第2目国民年金事務取扱費でございます。新年度は、1,016万3千円を計上しており、前年度と比較して、21万9千円、2.2%の増となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で904万2千円、一般財源で112万1千円となっております。国からの委任を受けて行う国民年金業務に携わる職員の人件費や電算ソフト使用料などのほか、新年度は、社会保障・税番号制度の導入に係る国民年金システム改修業務委託料として97万2千円を計上しているところでございます。

次に、59ページから60ページの第3目老人福祉費でございます。新年度は、7,050万9千円を計上しており、前年度と比較して、33万9千円、0.5%の減となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で107万5千円、その他の特定財源で65万7千円、一般財源が6,877万7千円となっております。主な内容といたしまして、第13節委託料で、平成27年度から3か年を計画期間とする介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定業務委託料200万円を含む304万1千円を、また、第19款負担金補助及び交付金では、三室園組合への負担金や老人クラブへの助成金等3,

747万8千円を計上しております。

また、第20款扶助費では、2,677万円を計上しております。その内容といたしましては、老人福祉施設措置費として、養護老人ホームの入所者の死亡等により、対前年度716万3千円減の456万8千円、高齢者優待券交付費といたしまして、I C O C A及びタクシー乗車券の追加により交付希望者数の増加が見込まれることから、対前年度395万円増の1,570万円のほか、在宅ねたきり老人介護手当、ひとり暮らし高齢者等に対する各種サービスの費用を計上いたしております。

次に、60ページから61ページの第4目老人憩の家運営費でございます。新年度は、1,981万1千円を計上しており、前年度と比較して、11万6千円、0.6%の増となっております。予算の財源内訳は、その他の特定財源で2万7千円、一般財源で1,978万4千円となっております。老人憩の家の臨時職員の人件費のほか、施設の維持管理に必要な費用等を計上しているところでございます。

次に、61ページから62ページの第5目医療対策費でございます。新年度は、1億7,804万円を計上しており、前年度と比較して、377万6千円、2.1%の減となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で4,687万8千円、その他の特定財源で75万2千円、一般財源で1億3,041万円となっております。高齢者、子ども、障害のある人、ひとり親家庭など、それぞれの対象者に対しまして、医療費の自己負担分を助成し、経済的な負担の軽減と受診機会の確保に努めております。

子ども医療費の助成では、引き続きその対象を中学生までとし、所得制限、一部負担なしで実施するほか、心身障害者医療費の助成、重度心身障害者老人等医療費の助成では、県基準に加えて、身体障害者手帳3級、療育手帳のB1、B2保持者まで拡大した上で、一部負担なしで実施しております。

その他の福祉医療制度におきましても、県基準と同じであっても一部負担なしで助成を行っているところであり、これまでの助成件数、助成単価等の実績を勘案して、予算を計上いたしました。

次に、63ページの第6目人権対策費でございます。新年度は、53万8千円を計上しており、前年度と比較して、7万円、11.5%の減となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で18万6千円、一般財源で35万2千円となっております。新年度は、毎年生駒郡4町が共同で開催している人権を確かめあう日の一斉集会在斑鳩町で開催されることからバス借上費用が不要となり、減額となったものでございます。

次に、第7款あゆみの家管理運営費でございます。新年度は、39万9千円を計上し

ており、前年度と比較して、3千円、0.7%の減でございます。予算の財源内訳は、その他の特定財源で36万3千円、一般財源で3万6千円となっているところでございます。

次に、63ページから66ページにかけての第8款障害福祉費でございます。新年度は、4億5,362万円を計上しており、前年度と比較しまして、4,126万2千円、10.0%の増となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で3億114万3千円、その他の特定財源で692万6千円、一般財源で1億4,555万1千円となっております。この目は、障害者総合支援法に基づくサービスの給付が過半を占めており、第20節の扶助費で4億464万3千円を計上しております。この節は、居宅介護や施設入所支援などのサービス利用者に対する障害者介護給付・訓練等給付費で3億3千万円を計上しているほか、更生医療、補装具や日常生活用具の給付、重度心身障害者等福祉年金、障害児福祉サービス給付費、育成医療費給付費等を計上するとともに、環境や住宅事情等の理由により現に住居を求めている障害者に、低額な料金で居室等を提供する福祉ホームの利用支援費を新たに年度当初の予算に計上いたしましたものでございます。

戻っていただくんですが、第13節委託料では、主として、障害者の日中の創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を図る地域活動支援センター運営事業や、障害者の外出を支援する障害者移動支援事業、障害者やその家族からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う障害者相談支援事業、あるいは高齢者や障害者団体に対するリフト付バスの運行事業等に係る委託料を計上しております。また、平成27年度から6か年を計画期間とする障害者福祉計画と3か年を計画期間とする障害福祉計画の策定業務委託料として200万円、また、番号制度導入に係るシステム改修業務委託料として475万2千円を計上しているところでございます。

第19節負担金補助及び交付金では、地域活動支援センターの運営に対します他市町村への負担金や、王寺周辺広域休日応急診療施設組合に設置している自立支援認定審査会に要する費用の当町負担金、また、西和7町障害者等支援協議会負担金等を計上いたしているところでございます。

次に、66ページから67ページの第9目ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費でございます。新年度は、3,593万1千円を計上しており、前年度と比較して、47万7千円、1.3%の減となっております。予算の財源内訳は、その他の特定財源で623万8千円、一般財源で2,969万3千円となっております。ふれあい

交流センターの臨時職員の人件費のほか、施設の維持管理に必要な費用等を計上しております。

次に、68ページの第10目介護保険事業繰出費でございます。新年度は、3億2,394万3千円を計上しており、前年度と比較して、2,622万7千円、8.8%の増となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で352万8千円、一般財源で3億2,041万5千円となっております。この目は、介護保険事業特別会計への繰出金であり、介護保険の給付に係る町の法定負担分12.5%に当たる介護給付費繰出金2億6,310万円のほか、地域支援事業費の町負担分、また、職員の人件費や事務費に係る経費を計上いたしております。

次に、68ページから69ページの第11目総合保健福祉会館管理運営費でございます。新年度は、3,291万6千円を計上しており、前年度と比較して、58万2千円、1.7%の減でございます。予算の財源内訳は、その他の特定財源で134万8千円、一般財源で3,156万8千円となっております。生き生きプラザの管理運営に要します経費が主なものでございます。

次に、69ページの第12目後期高齢者医療費でございます。新年度は、3億27万3千円を計上しております。前年度と比較して、1,288万9千円、4.5%の増となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で3,690万2千円、一般財源で2億6,337万1千円となっております。後期高齢者医療制度の医療給付に要する費用に係る町の法定負担分を奈良県後期高齢者医療広域連合に納付するほか、この制度に係る町の事務経費、広域連合の運営に係る経費の負担、さらに低所得者に対する保険料の軽減措置に係る補てん分を後期高齢者医療特別会計に繰り出すものとなっております。広域連合から示されました療養給付費負担金の増が予算額の増額の要因となっているものでございます。

次に、第13目旧老人保健医療給付費でございます。老人保健特別会計につきましては、法令の規定によりまして、平成22年度をもって廃止され、新たな医療の給付はございませんが、なお整理が必要なものも想定されることから、平成23年度以降は一般会計で執行しており、新年度は、医療給付費や医療費支給費などの費用5千円を計上しております。予算の財源内訳は、一般財源で5千円となっております。

続きまして、70ページから71ページの第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費でございます。新年度は、2,965万1千円を計上しており、前年度と比較して、539万円、22.2%の増となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金が

437万5千円、一般財源が2,527万6千円となっております。この目では、児童福祉事務に関わる職員の人件費と、保育所、学童保育、児童手当以外の事務や事業に係る費用を計上しております。新年度では、平成25年度に実施したニーズ調査の結果等を踏まえ、平成27年4月に予定されている子ども・子育て支援新制度の開始に向けて、子ども・子育て支援事業計画を策定してまいります。また、社会保障・税番号制度の導入に係ります児童福祉システム改修業務委託料として356万4千円を計上いたしました。

次に、71ページから74ページの第2目保育園費でございます。新年度は、4億520万9千円を計上しており、前年度と比較して、保育士正規職員の採用等により1,083万5千円、2.7%の増となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で3,592万8千円、その他の特定財源で1億2,343万6千円、一般財源で2億4,584万5千円でございます。この目の主な内容は、保育士などの保育所職員に係る人件費を含む町立保育所の運営に係る経費及び広域入所の委託料等でございます。

次に、74ページの第3目学童保育運営費でございます。新年度は、2,967万4千円を計上しており、前年度と比較して、299万円、11.2%の増となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で618万6千円、その他の特定財源で1,411万3千円、一般財源で937万5千円となっております。この目では、放課後児童対策として、学童保育室の臨時職員の人件費のほか、施設の維持管理に必要な費用等を計上しております。

平成25年度予算において計上いたしました西学童保育室別棟、トイレでございますが、建替工事費につきまして、資材や人件費の高騰等により平成25年度の執行ができなかったことから、改めましてその工事費用750万円を計上させていただいたものでございます。

次に、74ページから75ページの第4目児童手当支給事業費でございます。新年度は、4億7,831万円を計上しており、前年度と比較して、1,144万1千円、2.3%の減となっております。予算の財源内訳は、国または県支出金で4億524万7千円、一般財源で7,306万3千円となっております。

最後に、75ページの第3項災害救助費でございますが、前年度と同額の2千円を計上しております。万一の災害の発生に備え、早急な対応を図るための名目的な予算となっております。

以上で、第3款民生費の説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○坂口委員長 説明が終わりました。

暫時休憩します。

(午後 3時37分 休憩)

(午前 3時37分 再開)

○坂口委員長 再開いたします。

これをもって、本日の審査を終了いたします。

12日午前9時から、本日に引き続いて予算審査特別委員会を行いますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ありがとうございました。

(午後 3時37分 散会)